

外国人介護人材の受入れの現状と今後の方向性について

厚生労働省 社会・援護局
福祉基盤課福祉人材確保対策室

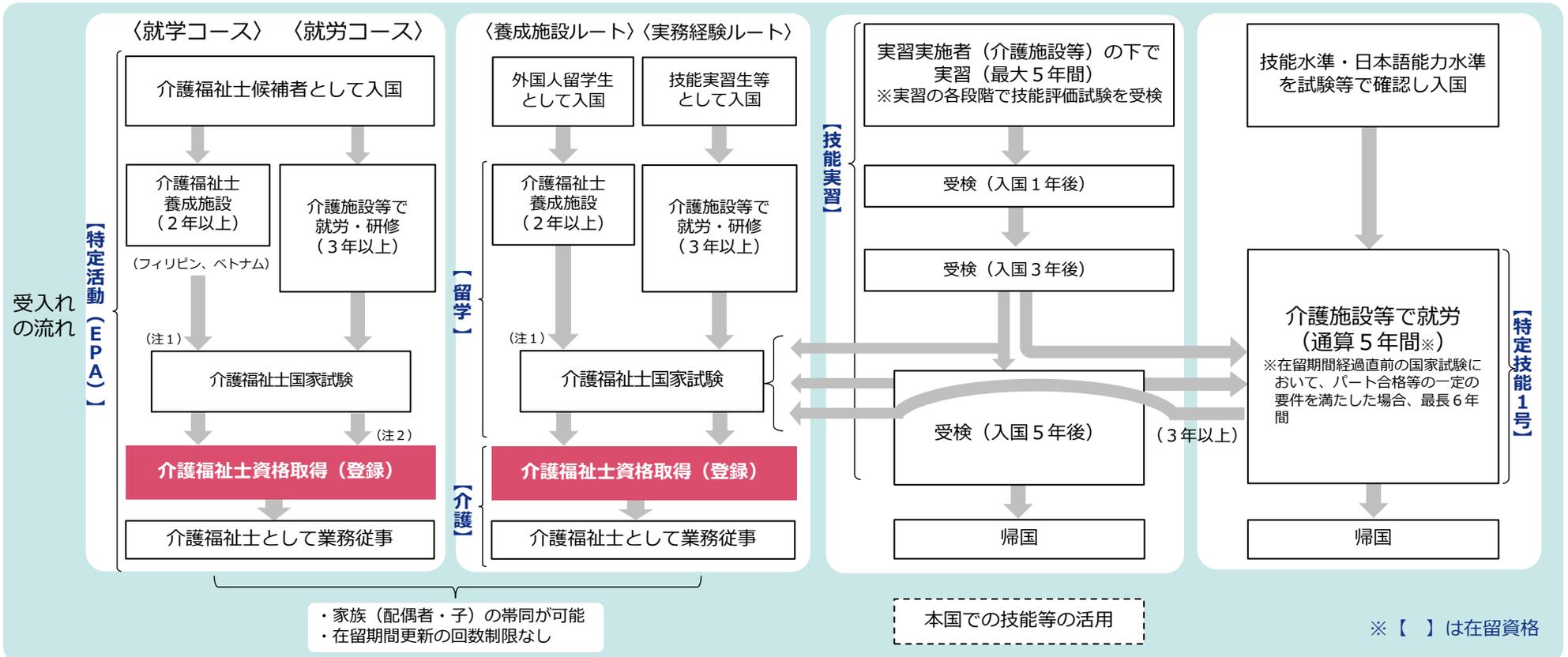
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

外国人介護人材の受入れについて



外国人介護人材受入れの仕組み

	EPA（経済連携協定） （インドネシア・フィリピン・ベトナム）	在留資格「介護」 （H29. 9 / 1～）	技能実習 （H29. 11 / 1～）	特定技能1号 （H31. 4 / 1～）
在留者数	3,004人（うち資格取得者435人） （令和8年2月1日時点）	13,949人 （令和7年6月末時点）	20,065人 （令和6年12月末時点）	65,505人 （令和7年11月末時点・速報値）
制度趣旨	二国間の経済連携の強化	専門的・技術的分野の外国人の受入れ	本国への技能移転（注3）	人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入れ



（注1）平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

（注2）4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

（注3）技能実習制度については、育成就労制度に見直す法案が令和6年6月14日に成立し、令和9年4月1日の施行予定。

特定技能制度について



- **深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
 - **特定技能1号**：特定産業分野に属する**相当程度の知識又は経験を必要とする技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
 在留者数：375,044人（令和7年11月末現在、速報値）
 - **特定技能2号**：特定産業分野に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
 在留者数：6,744人（令和7年11月末現在、速報値）
- （特定産業分野：介護、**ビルクリーニング**、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、（16分野）**農業**、漁業、**飲食料品製造業**、**外食業**、林業、木材産業
 （赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。）

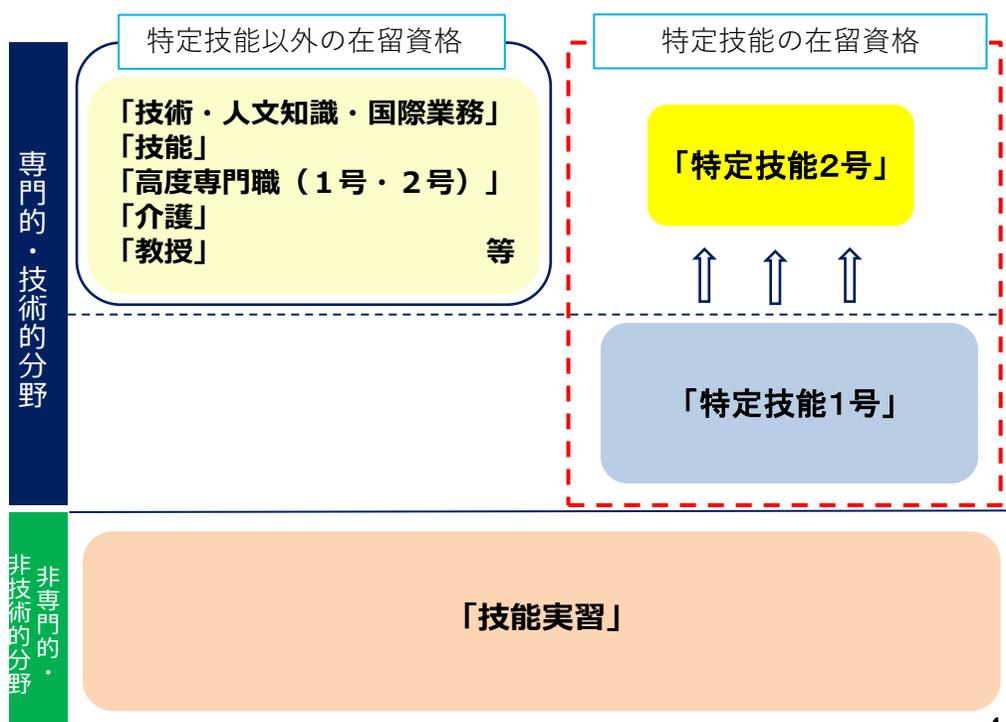
特定技能1号のポイント

在留期間	3年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新 <small>※通算（妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができなかった期間を除く）で上限5年（相当の理由があると認められる場合は6年）まで</small>
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	試験（N4等）で確認（技能実習2号修了者は免除） <small>※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり</small>
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

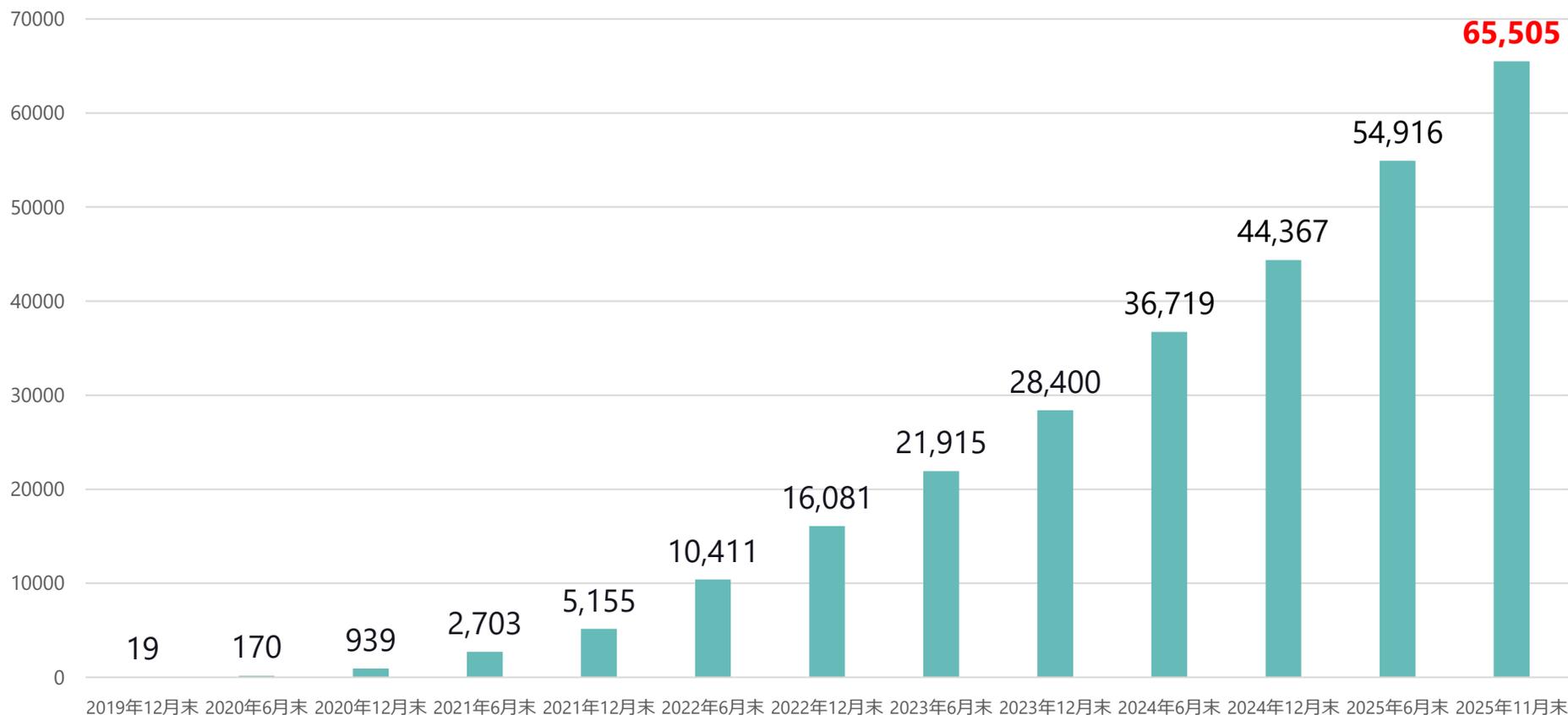
在留期間	3年、2年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験での確認なし（漁業及び外食業分野（N3）を除く。）
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



介護分野の特定技能外国人在留者数の推移

- 介護分野の特定技能外国人在留者数は、受入を開始した2019年以降、継続して増加。
- 直近の2025年11月末の在留者数は約6万6千人であり、過去最多となっている。

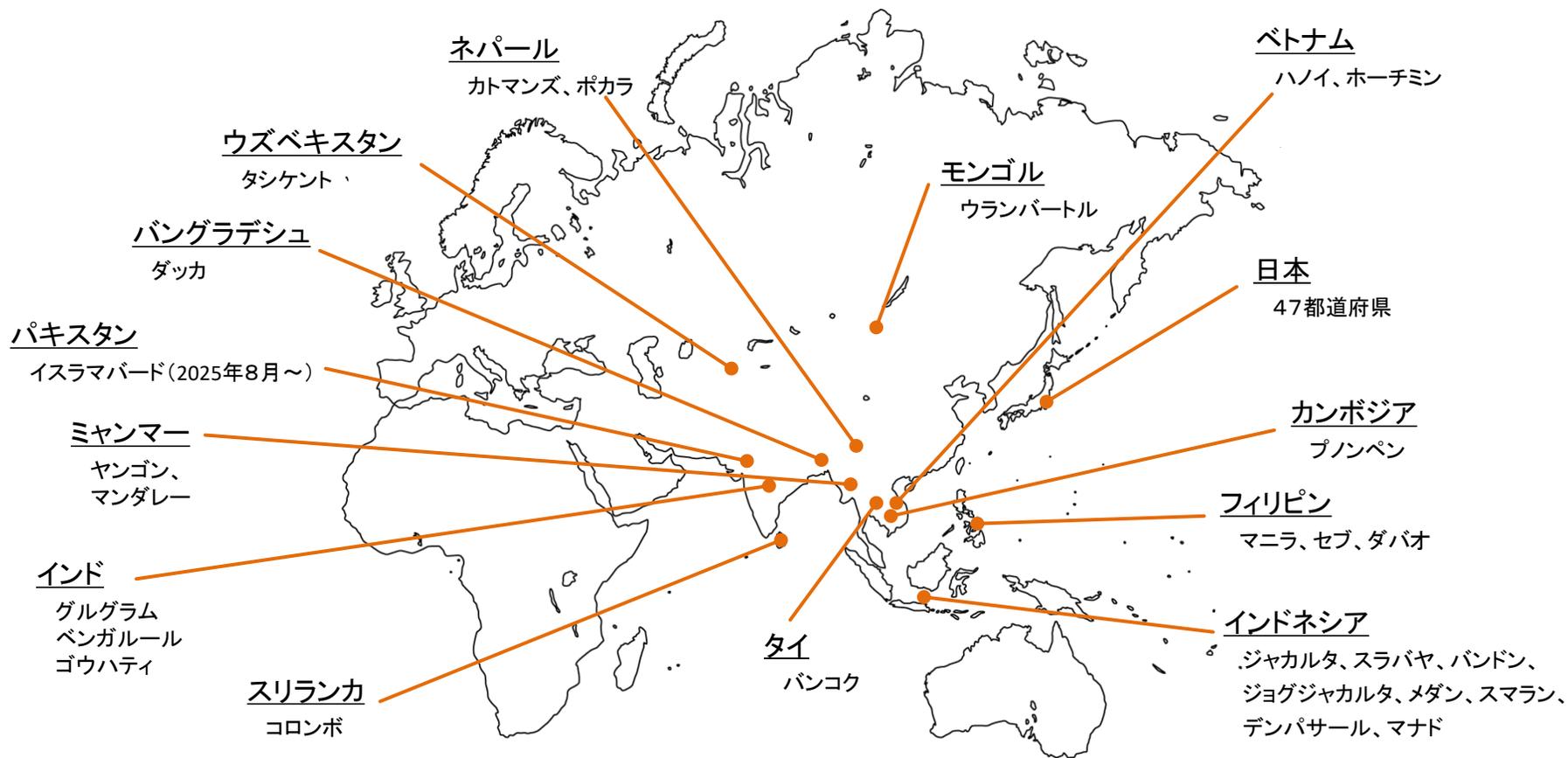


(出典) 出入国在留管理庁公表データを元に厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室が作成。

特定技能「介護技能評価試験」「介護日本語評価試験」の実施状況

試験の実施状況

- 2026年2月末時点で日本国内(47都道府県)及び海外13カ国(フィリピン・カンボジア・ネパール・インドネシア・モンゴル・タイ・ミャンマー・インド・スリランカ・ウズベキスタン・ Bangladesh・ベトナム・パキスタン)において試験実施済み。
- これまで介護技能評価試験に計177,007名、介護日本語評価試験に計162,470名が合格(2019年4月～2026年1月試験の実績)。

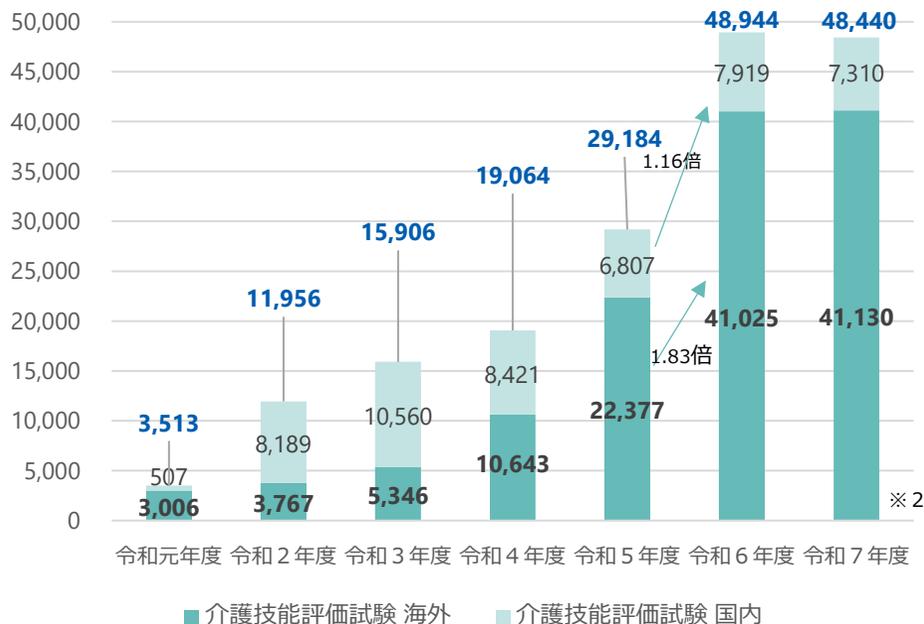


「介護技能評価試験」「介護日本語評価試験」の合格者数推移

- 「介護技能評価試験」「介護日本語評価試験」の累計合格者数は、両試験とも16万2千人以上となっている。
- 令和5年度と令和6年度を比較すると、国内での日本語評価試験の合格者は微減である一方で、海外での日本語評価試験及び国内外での技能評価試験の合格者は増加している。

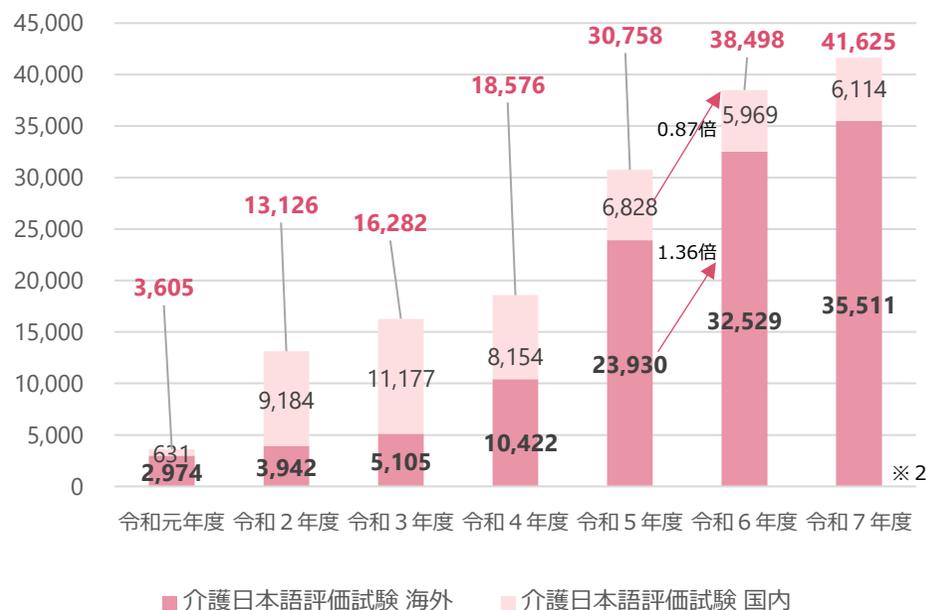
介護技能評価試験

累計合格者数：**177,007**人（平成31年4月～令和8年1月末までの実績・青字の合計）
（国内合格者数：49,713人、海外合格者数：127,294人）



介護日本語評価試験

累計合格者数：**162,470**人（平成31年4月～令和8年1月末までの実績・赤字の合計）
（国内合格者数：48,057人、海外合格者数：114,413人）

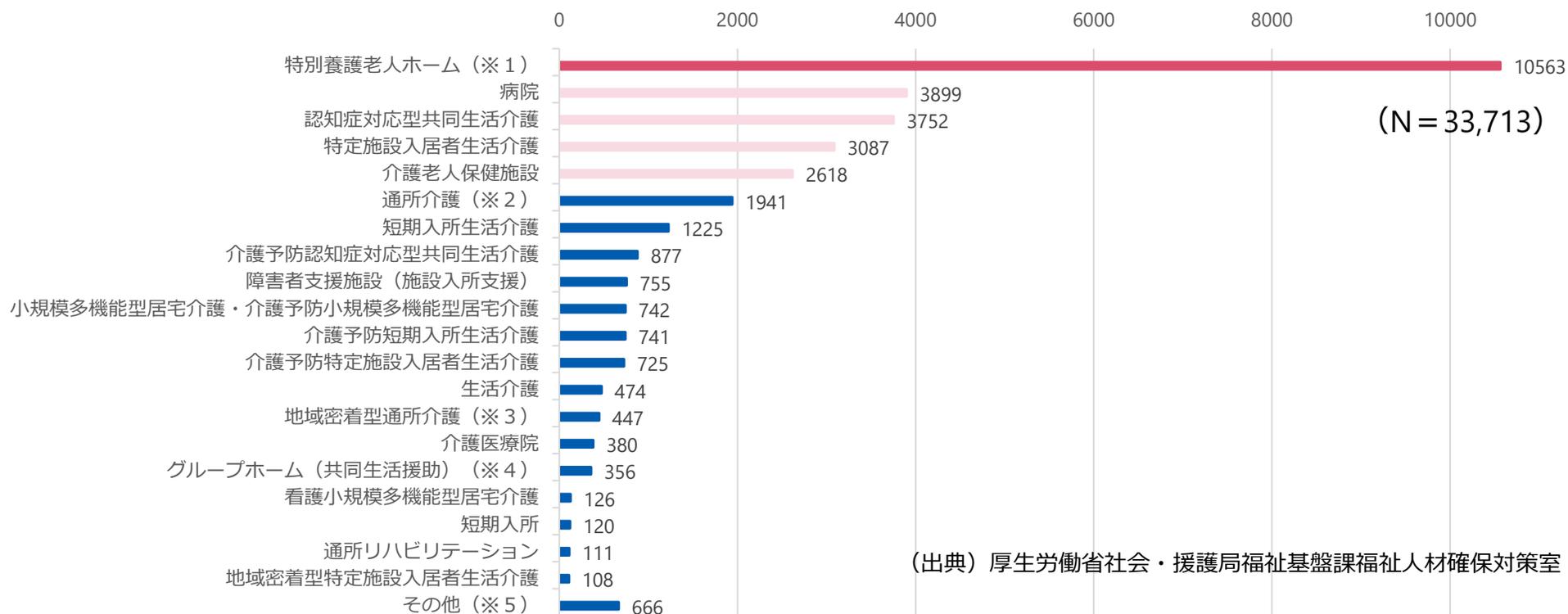


※1 「介護技能評価試験等実施事業」実施者であるプロメトリック株式会社より令和8年1月末時点で提供されたデータを元に厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室が作成。

※2 令和7年度の数値は令和7年4～令和8年1月の実績。

介護の特定技能外国人の受入施設・事業所の類型

- 介護の特定技能外国人は、特別養護老人ホームで最も多く受け入れられている。
- 次いで、病院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設の順で受け入れられており、上位5施設・事業所で約7割となっている。



(注) 数値は公益社団法人国際厚生事業団から提供された介護の特定技能協議会の入会申請状況から、厚生労働省が令和7年9月12日時点で編集したもの。複数回答可。

※1 「特別養護老人ホーム」には指定介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設）も含む。

※2 「通所介護」には老人デイサービスセンターを含む。

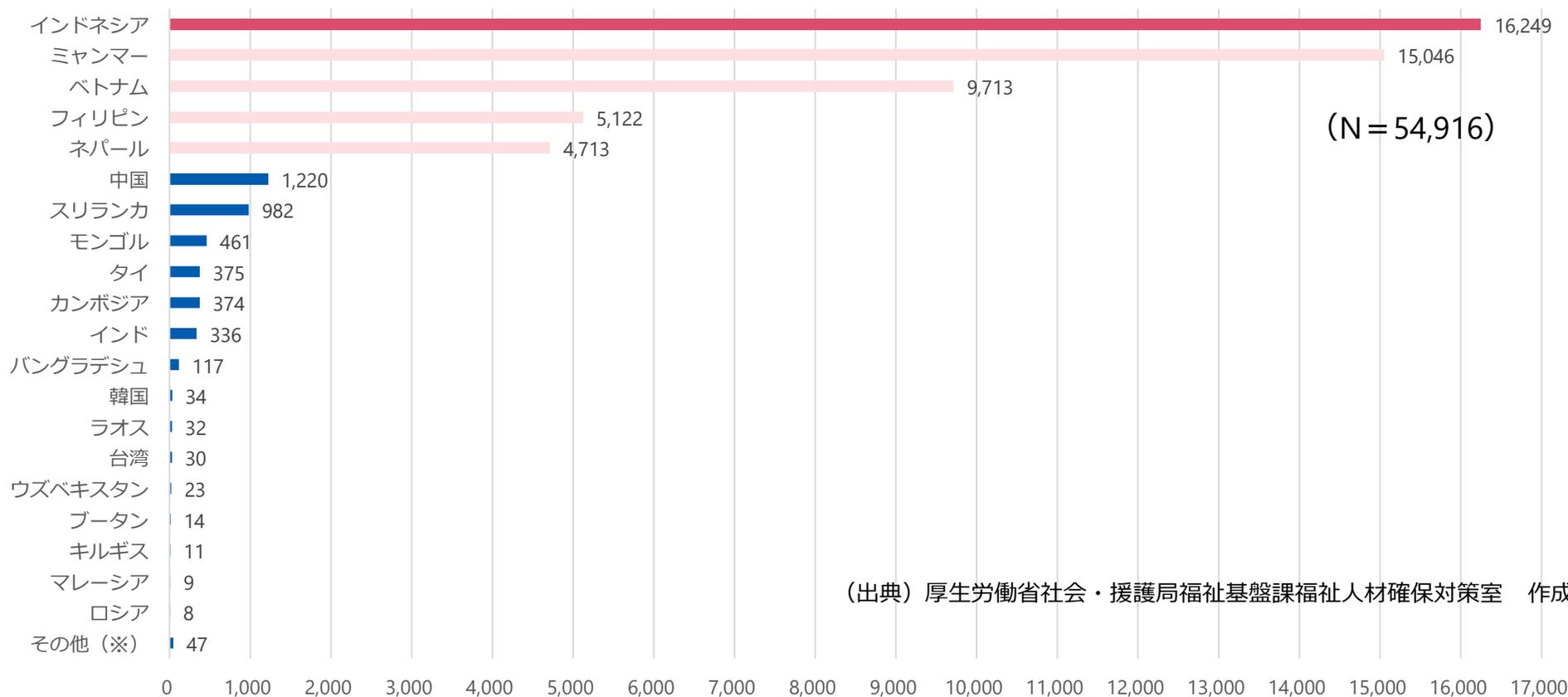
※3 「地域密着型通所介護」には指定療養通所介護を含む。

※4 「グループホーム（共同生活援助）」は外部サービス利用型を除く。

※5 「その他」は、件数の少ない施設・事業の類型をまとめたもの。具体的には第1号通所事業、障害児入所施設、認知症対応型通所介護、療養介護、介護予防通所リハビリテーション、診療所、短期入所療養介護、就労継続支援、介護予防短期入所療養介護、救護施設、放課後等デイサービス、介護予防認知症対応型通所介護、児童発達支援、福祉ホーム、就労移行支援、自立訓練、日中一時支援、指定訪問介護が含まれている。

介護分野の特定技能外国人の国籍

- 介護分野の特定技能外国人の国籍をみると、インドネシアが最も多い。
- 次いでミャンマー、ベトナム、フィリピン、ネパールの順となっており、EPA介護福祉士候補者を受入れている3か国を含む、上位5か国で9割以上となっている。

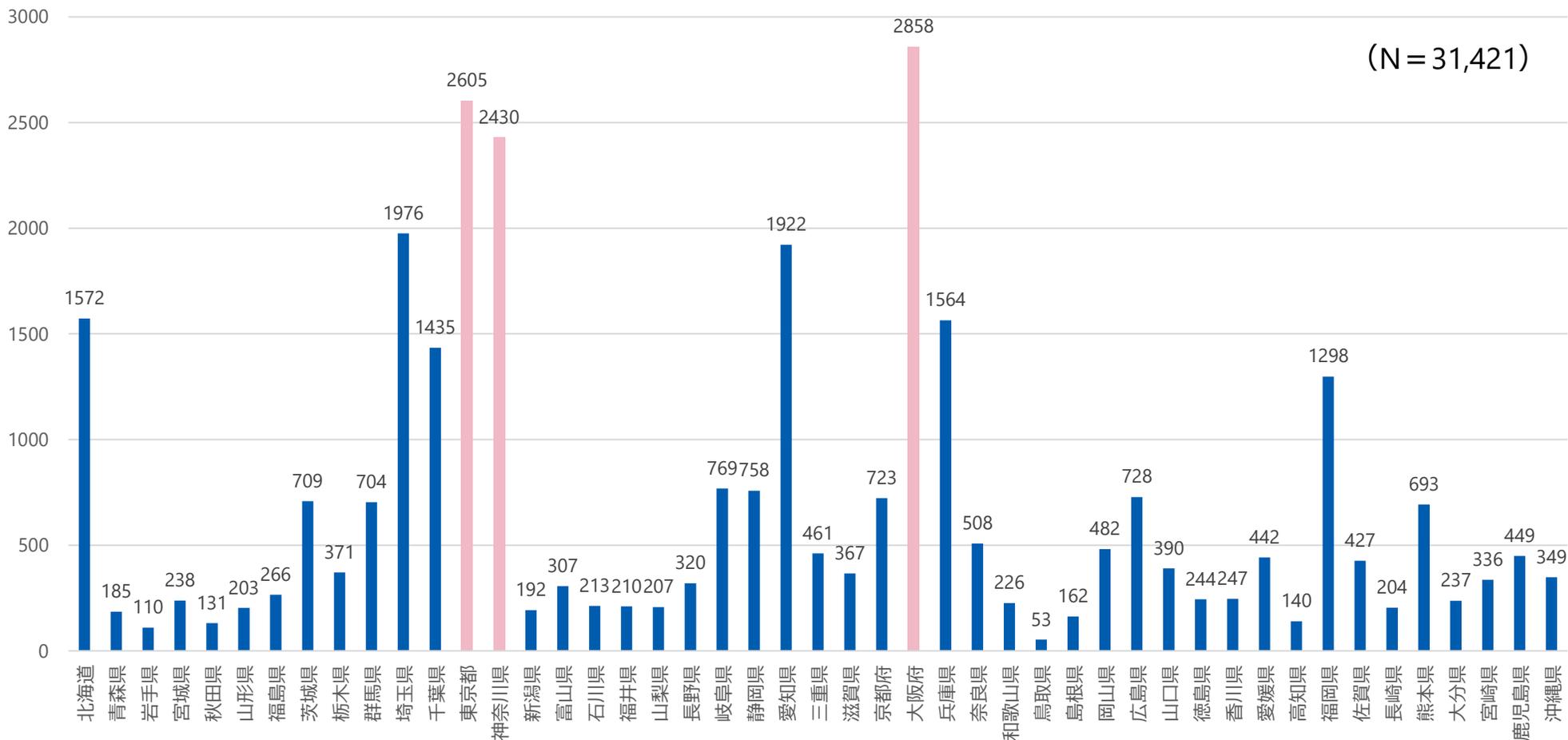


※ 数値は出入国在留管理庁の公表資料のうち、令和7年6月末時点での特定技能在留外国人数を引用。

※ その他は件数の少ない国籍をまとめたもの。具体的にはナイジェリア、ブラジル、フランス、米国、ペルー、パキスタン、イタリア、メキシコ、スペイン、ドイツ、コロンビア、英国、ルーマニア、エジプト、ガーナ、カメルーン、ケニア、モロッコ、グアテマラ、チリ、オーストラリアが含まれている。

介護の特定技能外国人の受入状況（都道府県別）

- 介護の特定技能外国人の受入状況を都道府県別にみると、大阪府、東京都、神奈川県が多くなっており、比較的、三大都市圏を中心にした都市部に多い傾向にある。



※ 数値は公益社団法人国際厚生事業団から提供された介護の特定技能協議会の入会申請状況から、厚生労働省が令和7年10月17日時点で編集したものです。

外国人介護人材確保の関連予算事業について



外国人介護人材の確保・定着にかかる取組について

- 将来にわたり必要な介護サービスを安心して受けられるよう、担い手を確保することは喫緊の課題。処遇改善など、総合的な人材確保対策を進めているところ、外国人介護人材の活用も重要。
- 現在、我が国の介護を支える大変重要な存在として、多くの介護施設等において外国人介護人材にご活躍いただいているところ、希望される外国人の方々が我が国で長く働けるよう、海外への働きかけと、定着支援の両面から、以下のような取組を進めている。

○ 現在の取組

(1) 海外現地への働きかけ

○特定技能「介護技能評価試験」「介護日本語評価試験」の実施

- ✓ 2026年2月末時点で海外13カ国、日本国内で試験を実施。インドネシアなど受験者が急増する地域の試験会場・定員を増設
- ✓ これまで介護技能評価試験に計177,007名、介護日本語評価試験に計162,470名が合格（2019年4月～2026年1月試験実績）

○海外に向けた日本の介護についてのPR

- ✓ 日本の介護施設で働く外国人職員が参加して質問に答える「海外向けオンラインセミナー」を令和2年から11か国で延べ40回開催。
- ✓ 外国人目線で知りたい情報をまとめた「Japan Care Worker Guide」を11言語で運営。Facebookファンは約14万人。
- ✓ 日本で活躍する外国人介護人材がアンバサダーとして、WEB・SNSで情報発信。

○外国人介護人材の受入促進にかかる支援

- ✓ 初めて外国人介護人材を受け入れる事業所への支援や、受入れのきっかけをつかめない小規模事業所等への支援等を重点的に行う都道府県に対する費用の助成。
- ✓ 海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う介護事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等にかかる費用の助成。

(2) 定着支援

○介護福祉士国家試験に向けた学習支援

- ✓ 介護福祉士国家試験対策や介護の日本語等に関する、多言語に対応した学習教材の作成。
- ✓ 介護の日本語学習を自律的かつ計画的に行うことができるようにするためのWEBコンテンツの開発・運用。
- ✓ 当該年度の国家試験を受験予定の外国人介護人材を対象とした、介護福祉士国家試験対策に特化した講座の開催。

○介護人材が働きやすい職場環境の構築支援

- ✓ 介護福祉士の資格取得支援やメンタルヘルスケア・住まい支援、ICT等の導入・活用など、介護事業者にかかる費用の助成。
- ✓ 外国人や介護事業者を対象とした母国語での相談窓口を設置し、受入施設等の巡回訪問を通じた相談支援の実施。

外国人介護人材確保の関連予算事業

海外への働きかけ強化 (情報発信・マッチング・経済的支援等)

事業名	実施主体	対象	事業内容
① 介護技能評価試験等実施事業	民間団体	特定技能	日本国内外での特定技能評価試験の実施。
② 外国人介護人材受入・定着支援等事業	民間団体	すべての在留資格	海外での現地説明会、WEB・SNS等での日本の介護等の情報発信。
③ 外国人留学生及び1号特定技能外国人のマッチング支援事業 (地域医療介護総合確保基金)	都道府県	留学・特定技能	海外現地での特定技能就労希望者等に関する情報収集・合同説明会の実施等のマッチング支援の実施。
④ 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業 (地域医療介護総合確保基金)	都道府県	留学	介護施設等に対して、留学生への奨学金等の支援に係る経費を助成。
⑤ 外国人介護人材獲得強化事業	都道府県	すべての在留資格	介護施設等に対して、直接海外現地での採用経費に係る経費等を助成。

定着支援 (資格取得支援・生活支援等)

事業名	実施主体	対象	事業内容
① 介護の日本語学習支援等事業	民間団体	すべての在留資格	介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用、介護の日本語等の学習教材の作成等
② 外国人介護人材受入・定着支援等事業	民間団体	すべての在留資格	相談支援の実施や交流会の開催支援・特定技能等の外国人介護人材の受入施設への巡回訪問等の受入支援
③ 外国人看護師・介護福祉士等受入支援事業	民間団体	EPA	就労前の「介護導入研修」の実施、EPA受入施設への巡回訪問、就労・研修に係る相談支援等を実施

定着支援 (資格取得支援・生活支援等)

事業名	実施主体	対象	事業内容
④ 外国人介護福祉士候補者学習支援事業	民間団体	EPA	就労に必要な専門知識等を学ぶ集合研修、通信添削指導、資格を取得できず帰国した者への母国での再チャレンジ支援等の実施による介護福祉資格取得支援を実施。
⑤ 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業 (地域医療介護総合確保基金)	都道府県	EPA	EPA受入施設が行う、介護福祉士候補者への日本語・専門知識の学習支援、喀痰吸引等研修の受講費用の負担、研修担当者の活動にかかると費用の助成。
⑥ 障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業	都道府県	EPA	※「障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」はEPA介護福祉士候補者を受け入れた障害者施設等に限る。
⑦ 介護福祉士修学資金等貸付事業	都道府県	すべての在留資格	介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付を実施。5年間、福祉・介護の仕事に継続して従事した者は修学資金等の返済を全額免除。
⑧ 外国人介護人材受入施設等環境整備事業 (地域医療介護総合確保基金)	都道府県	すべての在留資格	介護施設等に対して、外国人介護職員とのコミュニケーション支援、外国人介護人材への学習支援や生活支援等に対する経費を助成。
⑨ 外国人介護人材研修支援事業 (地域医療介護総合確保基金)	都道府県	すべての在留資格	外国人職員向けの集合研修や外国人の技術指導等を行う職員を対象にした研修等を実施。
⑩ 外国人介護人材定着促進事業	都道府県	すべての在留資格	介護施設等に対して、外国人職員との意思疎通の円滑化、外国人介護人材の学習支援等のため、ICTツール等の導入・活用に係る経費を助成。

令和8年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 2.8億円

本事業は、介護分野における1号特定技能外国人の送出し国において介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施するとともに、試験実施に必要な問題作成支援等を行うことを目的とする。

補助率 定額補助
実施主体 民間団体(公募による選定)

1. 介護技能評価試験及び介護日本語評価試験の実施

- 試験方式
コンピューター・ベースド・テストング (C B T) 方式
- 試験実施国
フィリピン、カンボジア、インドネシア、ネパール、モンゴル、ミャンマー、タイ、インド、スリランカ、ウズベキスタン、バングラデシュ、ベトナム、パキスタン、日本国内において実施中 (令和8年2月末現在)

2. 試験実施に必要な業務の実施

- 試験実施対象国の試験会場の手配
- 試験実施環境 (不正防止、試験監督体制等) の整備
- カスタマーサービス、受験申込受付、試験結果通知の業務
- 試験問題の作成支援、試験問題の分析、試験問題C B T化の業務 など

試験実施状況
(2019年4月～2026年1月
までの実績)

受験者数 介護技能評価試験 226,054名 介護日本語評価試験 242,861名

合格者数 介護技能評価試験 177,007名 介護日本語評価試験 162,470名

外国人介護人材受入・定着支援等事業

令和8年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 1.9億円

1 事業の目的

- 本事業は、
 - ・国内や海外において日本の介護をPRすること等により、
 - ・介護分野における1号特定技能外国人として日本の介護現場において就労を希望する人材の受入れを促進するとともに、
 - ・外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援や、
 - ・介護分野における1号特定技能外国人の受入施設等への巡回訪問等を実施することで、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

1. 情報発信（WEBやSNSを含む）

- 介護分野の特定技能外国人の送り出し国や介護の就労希望者等に対し、日本の介護に関する情報等を広く発信する。
- 広報媒体やWEBサイト、SNS等を利用して、介護の就労希望者等に対し、効果的な情報発信を行う。
- 日本から帰国した外国人介護労働者のネットワークの構築（外国人介護人材の帰国後に係るキャリアの見える化）

補助率 定額補助
実施主体 民間団体(公募による選定)



2. 相談支援の実施

- 外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するため、電話・メール・SNS等により、適切に助言及び情報提供等ができる体制を整備。必要に応じて対面による支援を実施。



3. 1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問

- 介護分野の1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問を実施し、当該外国人の雇用に関する状況や介護サービスの提供状況、当該外国人への支援の状況等の受入実態を把握するとともに、必要に応じて当該外国人や受入施設職員等へ助言を行う。 など
- 技能実習生及び1号特定技能外国人の訪問系サービスの従事に係る事業所の遵守事項の確認も含めた巡回訪問及び相談窓口の体制強化

4. その他の相談支援等

- 協議会等の開催支援、開催の周知、協議会等の入会、協議会等構成員名簿の作成・管理、協議会会員向けの情報発信等の業務支援を行う。
- 介護現場で就労中の外国人介護職員や介護に関心のある外国人を対象に、介護業務等に関する悩み相談や近隣地域で就労する外国人介護人材の交流等の機会づくりの支援等を行う。



海外に向けた日本の介護についてのPR

海外向けのオンライン／現地説明会の開催

- 実際に日本の介護施設で働く外国人の方が介護業務や日本の生活についての紹介、日本語学習に関する紹介などのプログラムを提供
- 令和2年から11か国で延べ40回開催
- 令和6年度は、インド6都市13回（デリー/ゴウハティ/ベンガルール/コチ/チェンナイ/西ベンガル州）、スリランカ1都市2回（コロンボ）、バングラデシュ2都市2回（ダッカ/マイメンシン）で、計16会場で集合形式で実施

実施国	実施日				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
インドネシア	令和2年11月26日	令和3年10月27日	令和4年11月10日	令和6年1月10日	令和7年1月8日
モンゴル	令和2年12月16日	令和3年10月30日	—	—	—
カンボジア	令和2年12月20日	令和4年1月21日	—	令和5年12月4日	—
ミャンマー	令和3年1月19日	—	—	—	—
フィリピン	令和3年1月20日	令和3年11月27日	令和5年11月25日	令和5年11月22日	令和6年8月27日
ネパール	令和3年2月5日	—	—	令和6年2月8日	—
タイ	—	令和3年12月20日	令和5年2月15日	—	—
ベトナム	—	令和3年11月10日	令和4年10月5日	令和5年9月27日	令和6年10月10日
スリランカ	—	令和4年1月11日	—	—	令和6年11月29,30日
バングラデシュ	—	—	令和5年3月2日	—	令和7年1月29,31日
インド	—	—	—	—	令和6年10月21～25日 令和6年11月22,23,26,27日 令和7年2月3～5日

日本の介護に関するPR動画の作成及び周知



- 令和6年度は、2種類のイメージ動画を作成して、各説明会の投影だけでなく、SNSを活用して海外に向けて配信

- 「海外PR/Promotion of Kaigo」国際厚生事業団ホームページ：https://jicwels.or.jp/fcw/?page_id=18945
- 国際厚生事業団 YouTubeチャンネル：<https://www.youtube.com/@jicwels5396>
- 「Japan Care Worker Guide」ホームページ：<https://japanccwg.com/>
- Japan Care Worker Guide Youtubeチャンネル：https://www.youtube.com/channel/UCkYaJOIE05Ni9Yu96Wr_ew



海外PR
Promotion of Kaigo



国際厚生事業団
YouTubeチャンネル



Japan Care
Worker Guide

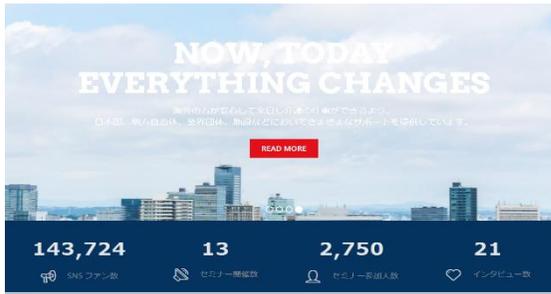


Japan Care Worker Guide
Youtubeチャンネル



Japan Care Worker Guideについて

「Japan Care Worker Guide」の運営



- 11言語に対応
英語 インドネシア語 クメール語 ネパール語 ミャンマー語
モンゴル語 タイ語 ベトナム語 タガログ語 ヒンディー語 日本語
※令和6年度内にタガログ語、ヒンディー語を追加
- 各国出身の外国人や一緒に働く施設の日本人スタッフにインタビューした記事等を掲載するなど、外国人の目線で知りたい情報をまとめたコンテンツを掲載
- SNSファンは約14万人

海外の日本語学校・福祉等を学ぶ学生等を対象とした外国人向けオンラインセミナーなどのイベント情報や映像等を掲載

外国人の目線で知りたい情報をまとめたコンテンツを掲載



各国出身の外国人や日本人スタッフにインタビューした記事等を掲載



外国人介護職員向け「介護福祉士国家試験」合格者座談会

○ 介護現場で活躍する外国人の皆さんにご登場いただき、介護福祉士の国家資格に興味がある皆様に向け、介護福祉士国家資格や国家試験について、様々な情報を提供。



施策名：外国人介護人材獲得強化事業

① 施策の目的

外国人介護人材を確保する観点から、海外現地での働きかけを強化し、都道府県と連携して、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して支援を行う。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- 国民が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保するため、都道府県と連携して以下の外国人介護人材の確保の取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して、その費用を補助する。
 - ア 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集
 - 外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送出国の学校、送出国機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等を実施する。
 - イ 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化
 - 外国人介護人材を円滑に確保する目的で、海外現地の学校・送出国機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等の実施、活動に必要な宣材ツールの作成等を行う。
 - ウ 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動
 - 更なる外国人介護人材の確保を促進するため、海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集、日本の介護に関するPR、介護施設・介護福祉士養成施設・日本語学校等の情報提供などの広報活動、これらの取組を実施するための宣材ツールの作成等を行う。
 - エ その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組
- 外国人介護人材の受入れを促進し、地域への定着を図るため、地域の実情に応じた受け入れ体制を整備し、外国人介護人材に係るセンターを活用する等して、初めて外国人介護人材を受け入れる事業所への支援や、受入れのきっかけをつかめない小規模事業所等への支援等を重点的に行う都道府県に対して、その費用を補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 都道府県

【補助率】 国2/3、都道府県1/3



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

海外現地の送り出し機関等との関係構築・連携強化や、現地説明会による採用・広報活動など、介護事業者の支援や外国人介護人材に係るセンターの活用により、国民が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手となる外国人介護人材を確保する。

外国人留学生及び1号特定技能外国人のマッチング支援事業

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー（外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業）

令和8年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）86億円の内数

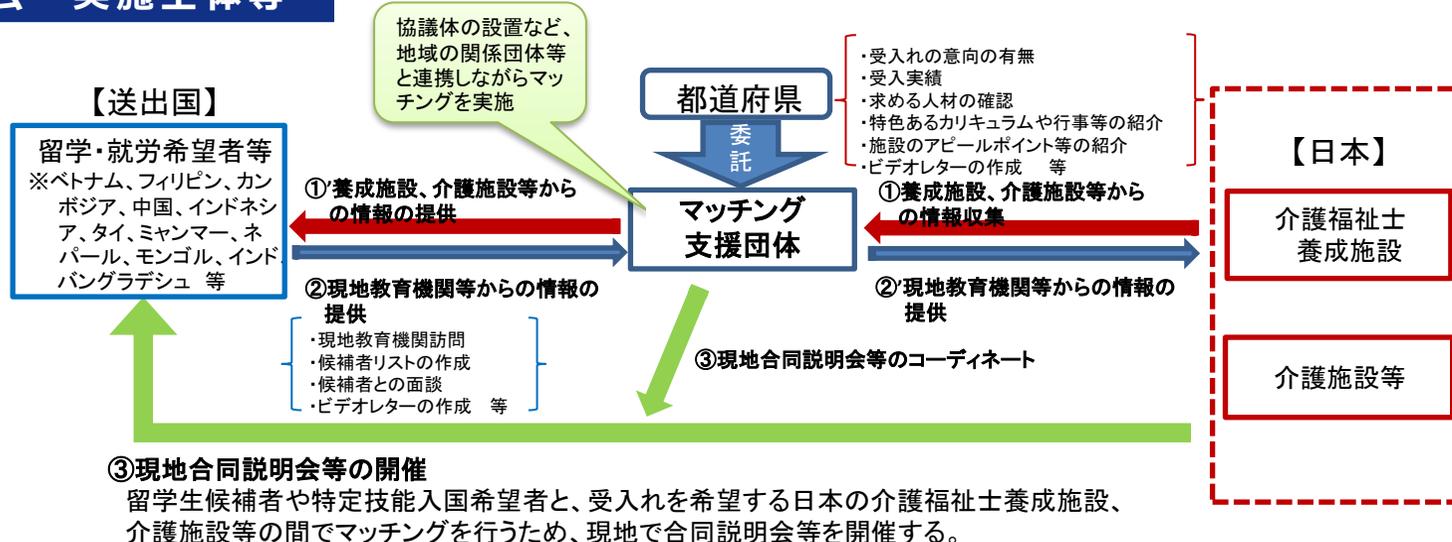
1 事業の目的・概要

介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者、また、介護施設等と特定技能による就労希望者等とのマッチングを適切に行うための経費を助成することにより、留学希望者や特定技能による就労希望者の円滑な受入支援体制の構築を図る。

（事業内容）

- ① マッチング支援団体が、外国人介護人材の送り出し国において留学希望者や特定技能による就労希望者に関する情報収集を行うとともに、マッチング対象となる双方に必要な情報を提供する
- ② 現地（海外）での合同説明会の開催等のマッチング支援を行う など

2 事業のスキーム・実施主体等



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：2/3

介護の日本語学習支援等事業

令和8年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 1.3億円

本事業は、外国人介護人材が、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を推進するための支援等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

補助率 定額補助
実施主体 民間団体(公募による選定)

1. 介護の日本語WEBコンテンツの運用等

- ▶外国人介護人材が介護の日本語学習を自律的かつ計画的に行うことができるようにするためのWEBコンテンツの開発・運用等を行う。
- ▶WEBコンテンツの活用状況（学習進捗状況や学習時間等）を適切に管理し、学習効果の分析を行う。

2. 学習教材の作成等

- ▶外国人介護人材が介護現場において円滑に就労できるよう、介護の日本語等に関する学習教材を作成する。
また、教材は海外でも活用できるよう複数の国の言語に翻訳する。
- ▶自治体がオンライン研修を実施する場合に活用できる動画教材や、オンライン研修の実施における留意点等をまとめたマニュアルを作成。

3. 外国人介護人材受入施設職員を対象にした講習会の実施

- ▶技能実習生を円滑に受入れることができるよう、技能実習指導員を対象にした講習会を開催する。
- ▶外国人介護人材の日本語学習を効果的に支援するための知識・技術を修得させるための講習会を開催する。

4. 介護福祉士国家試験対策向けの講座の開催

- ▶外国人介護人材の介護福祉士資格の取得を促進するため、国家試験直前期、当該年度の国家試験受験予定である外国人介護人材に対して、講義（座学・録画放映）及び演習（模試・グループワーク）等を行う。

◆過去の事業実績の一例（すべて無料で利用可能）◆

介護の日本語学習 WEBコンテンツ



特定技能評価試験 学習テキスト



介護の日本語 テキスト



外国人のための 介護福祉士国家 試験一問一答



外国人のための 介護福祉専門 用語集



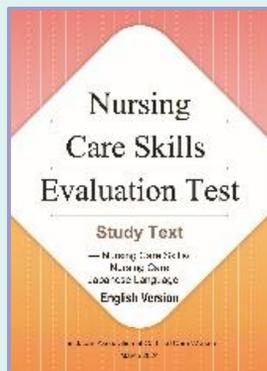
学習教材（外国人向け各種テキスト）の作成

多言語対応テキスト

介護の特定技能評価試験 学習テキスト 改訂版・改訂2版

「特定技能」の「介護技能評価試験」「介護日本語評価試験」の合格を目指して知識を習得するための学習用テキスト

対応言語数：15か国（日本語を含む）



対応言語

英語 クメール語 インドネシア語 ネパール語 モンゴル語 ベンガル語 タガログ語 ウルドゥー語
ウズベク語 ビルマ語 ベトナム語 中国語 タイ語 ヒンディ語 日本語

外国人のための 介護福祉専門用語集

外国人の方が介護現場で働くときに使う、介護福祉分野の専門用語を学ぶための教材「にほんごをまなぼう」内に語彙の意味や使い方を学ぶドリルも搭載

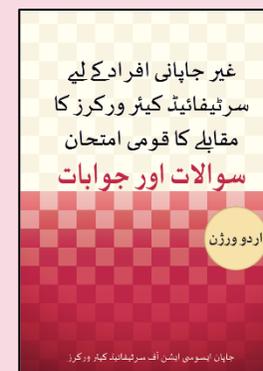
対応言語数：14か国



外国人のための 介護福祉士国家試験 一問一答

介護福祉士試験の合格を目指す外国人の方向けの教材「にほんごをまなぼう」内にドリルを搭載

対応言語数：15か国（日本語を含む）



※ 上記のテキストはすべて無料で利用可能であり、厚生労働省ホームページ等で公開している。
(掲載先) 厚生労働省ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28131.html

介護の日本語WEBコンテンツ（にほんごをまなぼう）について

にほんごをまなぼう とは

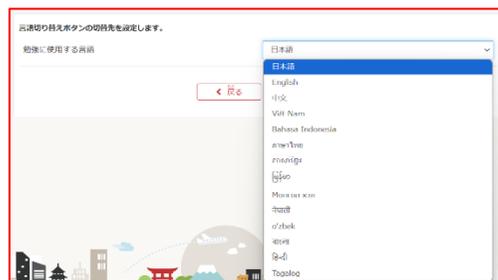
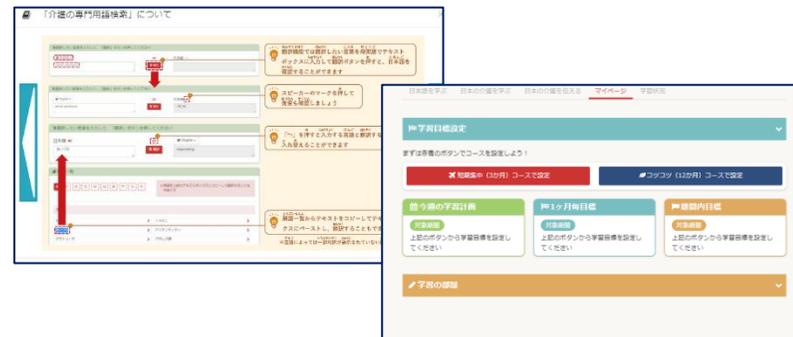
無料



日本語を学び、日本の介護現場で働く外国人の方々が自律的に学習に取り組むためのWEBコンテンツであり、日本語能力試験のN3、N2程度合格や特定技能評価試験対策、介護技術の習得などを目的とした無料で利用できる学習支援ツール。

介護の日本語学習支援等事業の一環として、日本介護福祉士会が開設・運営。

「学習目標の設定」「介護の専門用語検索」「小テスト」「模擬試験」といった学習コンテンツを搭載。



オペレーション言語は14言語に対応。

オンラインでレベル (N2・N3) にあわせたドリル (問題) を提供。

学習者向けに多言語に翻訳したテキストや、介護福祉士国家試験に向けたテキストを搭載。

また、指導者 (技能実習生指導者等) 向けの手引き等のコンテンツを搭載。

外国人介護人材のための国家資格取得支援講座

1 事業の目的

- 外国人介護人材の介護福祉士資格の取得を促進するため、当該年度の国家試験受験予定である外国人介護人材を対象とした国家試験対策に特化した講座（講義（座学・録画放映）及び演習（模試・グループワーク）等）を開催。
- 特に、
 - ・ 「実務経験ルート」の受験者である技能実習・特定技能等の在留資格の外国人介護人材に対して学習機会を提供し、
 - ・ 外国人介護人材の実態を把握することで、資格取得における課題を整理し、重点を絞った学習教材を用い、講座を開催する。

2 事業の概要

開催場所：全国47都道府県（令和7年度実績）

実施方法：集合（都道府県開催のみ）及びオンライン

開催時期：令和7年9月～12月

対象：以下をすべて満たす方

- ①令和7年度介護福祉士国家試験受験予定者もしくは受験資格を有する者
- ②日本語能力N3程度の者
- ③全5日間の受講が可能な者

プログラム概要：基礎講義、各種国家試験模試、グループワークも含む計5回開催。
受講者の学習の深化を前提に「基本」、「導入」、「実践」の3段階のプログラム構成

実施主体：公益社団法人 日本介護福祉士会



公益社団法人 日本介護福祉士会HP
<https://www.jaccw.or.jp/projects/kokusai>

外国人介護人材受入施設等環境整備事業

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー

令和8年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）86億円の内数

補助率 : 2/3
実施主体 : 都道府県

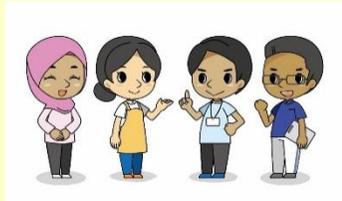
【事業目的】

- 外国人介護人材の受入を検討するにあたりコミュニケーションや文化・風習への配慮等に不安がある、また、外国人介護人材に学習支援や生活支援ができる体制が不十分であるといった実態が介護施設等においてみられる。
- こうした実態を踏まえ、本事業では、介護施設等の不安を和らげるとともに外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

コミュニケーション支援

日本人職員、外国人介護職員、介護サービス利用者等の相互間のコミュニケーション支援に資する取組

- 介護業務に必要な多言語翻訳機の導入にかかる経費
- 多文化理解など外国人職員と円滑に働くための知識を習得するための講習会への参加等にかかる経費 など



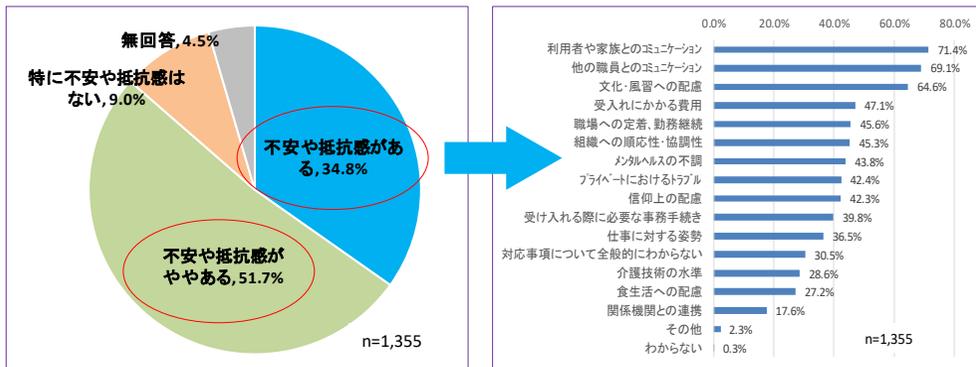
資格取得支援・生活支援

外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化に資する取組

- 介護福祉士資格取得を目指す外国人介護職員に対する学習支援にかかる経費
- 外国人介護職員の生活支援、メンタルヘルスケアにかかる経費 など



外国人介護職員を受け入れることへの不安や抵抗感<外国人介護職員を受け入れたことがない施設>



(出典)三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」(平成30年10月1日時点調査)
(平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

教員の質の向上支援

介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組

- 留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する研修等にかかる経費 など



施策名：外国人介護人材定着促進事業

① 施策の目的

令和7年4月より在留資格「特定技能」及び「技能実習」の外国人介護人材の訪問系サービスの従事が可能となったが、訪問先の利用者の居宅において緊急時、不測の事態が起こった際に適切に対応できるようにする観点で「ICT等の活用等による環境整備」を遵守すべき事項として定めている。

外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援や記録作業の負担軽減、不測の事態への対応として、受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入や環境整備に係る経費を補助し、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

〇 外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をし、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する目的で、都道府県と連携して以下のア・イのいずれかの取組を行う外国人介護人材受入事業所等に対して、その費用を補助する。

ア 外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入支援及び活用促進

外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、外国人介護人材の活躍に資するツール等（携帯型翻訳機、多言語対応の介護記録ソフトウェア、e-ラーニングシステムなど）を導入するとともに、導入されたツール等が有効活用されるための研修、勉強会、関連規程の整備などの環境整備を行う。

イ その他外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための必要な取組

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 都道府県

【補助率】 国1/2、都道府県1/4、受入事業所等1/4



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

外国人介護人材受入事業所におけるツール等の導入等を推進することで、外国人職員と日本人職員の円滑なコミュニケーションや、外国人介護人材の業務負担の軽減等を行い、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を実現する。

外国人介護人材に関する相談窓口について

①EPA相談窓口

- EPAに基づくインドネシア・フィリピン・ベトナム3ヶ国の候補者及び受入施設を対象とした相談窓口を（公社）国際厚生事業団において、開設。
- EPA介護福祉士候補者及び受入施設からの施設内研修・雇用管理・在留管理などに関する相談などを電話等で受け付け、助言を行う等の支援を行っている。
 - ※ 顧問社会保険労務士による雇用管理相談や顧問精神科医によるメンタルヘルス相談の希望も受け付けている。

電話番号：03-6206-1772 /（フリーダイヤル）0120-115-311※英語・インドネシア語・ベトナム語音声案内あり
メールアドレス：sodan@jicwels.jp（インドネシア：sodan_id@jicwels.jp、フィリピン：sodan_ph@jicwels.jp、ベトナム：sodan_vn@jicwels.jp）
受付日時及び対応言語：毎週月曜日～金曜日※（祝・祭日を除く）9:15～13:00 14:00～17:30
※月、木：日本語、インドネシア語・英語・ベトナム語対応
※火、水、金：日本語（必要に応じ各国母国語での対応も可能）

②外国人介護人材無料サポート

- EPA介護福祉士候補者以外の在留資格の外国人及びその受入施設を対象とした相談窓口を（公社）国際厚生事業団において、開設。
- 外国人及び受入施設・登録支援機関からの外国人ご本人の生活・日本語学習・労務管理・在留資格などに関する相談などを電話等で受け付け、助言を行う等の支援を行っている。
 - ※ 顧問社会保険労務士による雇用管理相談や顧問精神科医によるメンタルヘルス相談の希望も受け付けている。

電話番号：0120-118-370（フリーダイヤル）
※ 英語、中国語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語、ヒンディー語対応
※この他、右記のWEB、LINE、Facebookにおいても、相談受付および相談窓口の案内を行っている。
受付日時：9時15分～17時30分（土曜日・日曜日・祝祭日を除く）

▼ホームページ



▼LINE



▼Facebook



▼YouTube



▼Instagram



妊娠等を理由とした外国人介護人材への不利益取扱いの禁止について

- 妊娠・出産等を理由として外国人介護人材を解雇し不利益な取扱いをすること、私生活の自由を不当に制限することなどは関係法令に基づき禁止されている。
- これまでも外国人介護人材に対して、妊娠等した場合、外国人介護人材に関する相談窓口を活用いただくよう周知しているところ。
- 外国人介護人材受入事業所等におかれても、外国人が妊娠等した場合、当該外国人に対し、外国人介護人材に関する相談窓口を活用いただくようご案内をお願いします。



外国人介護人材相談サポート Jicwels
Free consultation services for foreign
care workers

2024/02/23 · 🌐

🌱 日本（にほん）で介護（かいご）の仕事（しごと）をする外国人（がいこくじん）のみなさんへ
🌱 /

日本では、妊娠（にんしん）したことで、仕事をやめさせることは、法律（ほうりつ）で禁止（きんし）されています。

会社（かいしゃ）、送付機関（おくりだしきかん）、監理団体（かんりだんたい）などは、あなたが仕事を続（つづ）けたいのに、妊娠（にんしん）を理由（りゆう）に、あなたをむりやり帰国（きこく）させることはできません。

子どもを産（う）んだあとも、日本で介護の仕事ができます。

妊娠（にんしん）したら、ひとりでなやまないでください。かならず相談（そうだん）しましょう。相談する人がいなければ、JICWELSの相談窓口（そうだんまどぐち）に電話（でんわ）をしてくださいね。

あなたの「いのち」、これから生（う）まれてくる子どもの「いのち」が、一番（いちばん）大切（たいせつ）です 🧑🏻👉🏻 ✨

こ
どもを産
んだあとも

にほん しごと
日本で仕事が
つづ
続けられます



👍❤️ 17人

👍 17

🗨️ 2

🔗 2

外国人介護人材研修支援事業

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー

令和8年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）86億円の内数

補助率 : 2/3
実施主体 : 都道府県

1 事業の目的

本事業は、介護職種における技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人の介護技能を向上するための集合研修等を実施することにより、当該外国人介護人材が日本国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) 介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人を対象とした集合研修等の実施

- 技能実習生や1号特定技能外国人を対象に介護技能を向上することを目的とした集合研修の実施。
 - ・ 受入状況や就労場所の地理的要因など各地域の実情に応じて、集合研修以外（派遣講師による巡回訪問、オンライン等）の方法で、研修を実施することも可能。
 - ・ 他の在留資格で就労する者も含めて集合研修を実施することも可能。（その場合は合理的な方法により費用按分を行い、重複が無いように整理することが条件。）
 - ・ 研修内容は、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考える内容であり、実施主体のそれぞれの実情に応じて検討可能。また、研修は座学のみならず演習を取り入れることとしている。
- 介護や日本語等の専門家の意見を踏まえた、研修教材の作成。
 - ※ 別に国の補助事業として作成した「介護の日本語テキスト」や、介護の日本語学習に関するWEBコンテンツ「にほんごをまなぼう」を、研修中や研修実施前後に積極的に活用するなど既存の学習ツール等も有効に活用することを推奨。

(2) 外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修の実施

- 外国人介護人材を雇用する介護施設等で技術指導等を行う職員を対象にした研修の実施。
 - ・ 受入れに係る必要な準備、外国人介護人材が安心して就労することができるサポートのあり方、円滑にコミュニケーションを図る方法、文化・風習への配慮事項、介護技術の指導方法、外国人介護人材受入事例の紹介などの内容について、地域の実情に応じて必要な研修内容を実施。
 - ・ 在留資格にかかわらず外国人の介護職員を雇用する施設等を対象とすることが可能。

(3) 研修講師等の指導者養成研修の実施

- 上記(1)(2)に基づき実施する研修の質の向上を図ることを目的として、当該研修講師（講師予定の者を含む）を養成するため、研修を適切に実施するための知識・技術の習得など、地域の実情に応じて必要な指導者養成研修を実施。

研修講師等の指導者養成研修の横展開

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）外国人介護人材研修支援事業のメニュー

- 外国人介護人材については、介護保険部会の意見書において「日本語学習や生活相談の支援とともに介護福祉士の資格取得支援等を推進することが必要である」とされており、介護福祉士の資格取得に向けた支援が重要。
- しかしながら、技能実習生や1号特定技能外国人は、介護福祉士資格取得を目指した制度ではないため、就労しながら資格取得するまでの具体的な道筋や、学習支援の手法が明確ではなく、受入施設の方針次第で学習方法等が大きく異なっている状況にある。
- そのため、どの施設で勤務していても、適切な学習支援等が行われるよう、外国人介護人材研修支援事業等を活用し、都道府県内の関係機関が連携して、適切な指導法に関する知識・技能を有する指導者の養成を行う事業を推進する。
- なお、地域の特性に応じ、例えば、養成した指導者を各受入施設に派遣し、施設の教育担当職員や外国人介護人材本人に向けた学習支援体制・指導方法・学習方法などについて助言を行うなど、柔軟な形態による事業実施も可能である。

指導者養成の実施

都道府県内の受入施設の外国人教育担当職員等を対象に、外国人介護人材の学習支援方法に関する知識や技能に関する研修等を実施。

- ・ 研修カリキュラム等の作成
- ・ モデル事業の実施による事例収集
- ・ 研修に係る経費等の助成
(厚生労働省)

研修開催支援

指導者養成研修の開催
(都道府県)

参加

県下の
日本語学校講師

県下の
養成施設の教員

県下の受入施設の
指導的役割にある者

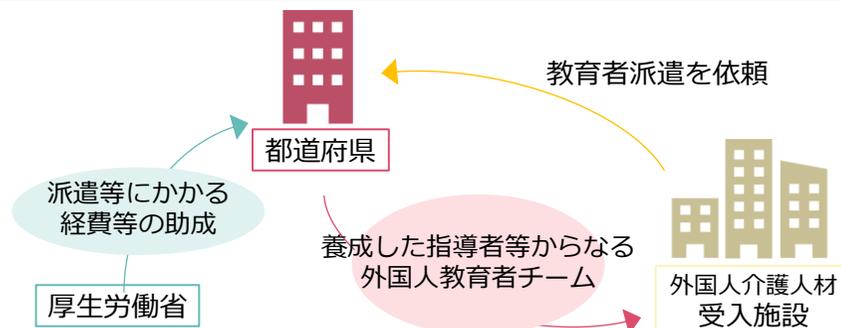


適切な指導法に関する
知識・技能を有する
指導者を養成



(参考：事業実施例) 外国人教育者チームの派遣

- 上記により養成した指導者等からなる「外国人教育者チーム」を構成。
- 外国人受入施設に対して、外国人教育者チームを派遣して、介護福祉士資格取得等に向けた以下の支援を実施。
 - ア 受入施設の教育担当者に向けた学習支援体制・指導方法等に関する助言
 - イ 外国人介護人材について、本人の日本語能力等を総合的に判断し、その状況に応じた学習方法等に関する助言



地域医療介護総合確保基金を活用した自治体の取組（1） （滋賀県～事業者団体と県の共同による外国人介護人材のマッチングから定着等の一貫支援の実施～）

- 滋賀県では、外国人介護人材の確保～定着支援を行うため、関係機関と連携して「滋賀県国際介護・福祉人材センター」を設置し、基金を活用してマッチング支援や人材育成・定着支援等に取り組んでいる。

事業概要

- 高齢化と同時に生産年齢人口が減少していくことを踏まえ、人材確保対策の一つとして外国人介護人材の受入施策を検討するため、関係団体等からなる「滋賀県介護職員人材育成・確保対策連絡協議会」の部会として、令和元年度に「外国人介護人材参入促進検討部会」を設置。
- 「どこの監理団体が良いのか分からない」「費用面が課題」等の事業者の声を受け、様々な検討の結果、県内事業者団体・職能団体等の合意のもと、事業者団体と県の共同事業として、令和2年4月に「滋賀県国際介護・福祉人材センター」を創設。
- 事業者団体が技能実習制度の監理団体を創設し、特定技能・留学を通じたマッチング支援については、県事業として同団体に委託することで、3つの在留資格を通じた外国人介護人材の受入れを総合的に支援するもの。
- 令和4年度からは、介護技術・日本語能力の向上に係る研修や外国人介護職員同士の交流事業など、センターに育成・定着支援機能を付加することで、外国人介護人材の円滑かつ適正な受入れから育成・定着までの一貫した支援体制の構築を目指す。

事業内容



実績・効果

- 令和7年12月時点で、センターを通じて165名（技能実習生含む）の外国人介護人材が県内事業所で就労中。
- 令和6年度の研修事業実績については、
 - ・受入対応研修 参加者 36名
 - ・指導担当者研修 参加者 累計77名
 - ・外国人介護職員フォローアップ研修『エントリー研修』参加者 49名
 - 『ベーシック研修』参加者 累計82名
 - 『アドバンス研修』参加者 累計48名
 - ・介護の理解研修 参加者 62名

滋賀県国際介護・福祉人材センターホームページ
(<https://shiga-kokusaijinzai.jp/>)

地域医療介護総合確保基金を活用した自治体の取組（１）

（滋賀県国際介護・福祉人材センターにおける「海外現地への働きかけ」について）

- 外国人介護人材の確保の観点から、海外現地への働きかけを令和４年度から実施している。
- 滋賀県の介護事業所で働く魅力を海外現地に効果的に伝え、マッチング支援を充実させることを目的に実施。また、情報を正確に伝えることで、入職後のミスマッチを防ぐことも重視している。

（１）海外現地日本語学校等における説明会および介護にかかる講義の実施

- 現地日本語学校の学生等を対象に、以下の内容を扱う説明会を実施。
 - ・ 特定技能制度等を含む受入れ制度の概要説明
 - ・ 滋賀県国際介護・福祉人材センターにおける支援体制の説明
 - ・ （日本語学校等の希望に応じて）介護にかかる講義
- なお、現地の日本語学校や送り出し機関の掘り起こしとしては、
 - ・ 他業種で外国人材を採用されている法人から送り出し機関を紹介いただく
 - ・ 送り出し機関の情報をもとに、海外現地へ直接出向いて視察を行う 等様々であり、実際に受入れを始めた後も、定期的に海外現地へ出張することで、関係性を構築している。

【主な対象国】※オンライン対応含む

- ・ 令和４年度：タイ、フィリピン、ネパール等
- ・ 令和５年度以降：タイ、フィリピン、ネパール、ミャンマー等



（２）滋賀県国際介護・福祉人材センターが独自に作成したPR動画の放映

- 現地日本語学校や送り出し機関等を対象に、滋賀県内の介護事業所で働くイメージを持っていただきやすくするため、PR動画を作成し、YouTubeで公開するとともに、海外現地における説明会等で放映。
- 国際介護・福祉人材センターが行う研修や交流会の様子を映像にすることで、滋賀県での受入支援体制をイメージしていただき、入国後も安心して日本で就労いただけるよう作成している。
- PR動画の主なコンテンツは、以下のとおり。
 - ・ 介護職の代表的なキャリアパス等の紹介
 - ・ 滋賀県内の介護事業所で働く外国人介護職員へのインタビュー
 - ・ 知事からの歓迎メッセージ 等



地域医療介護総合確保基金を活用した自治体の取組（２）

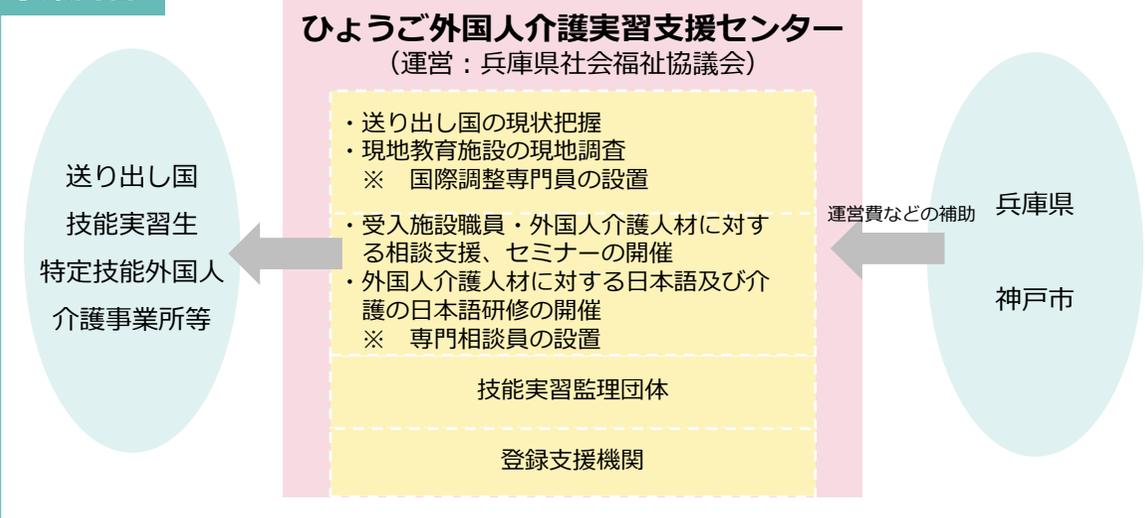
（兵庫県～社会福祉協議会と県・市の共同による外国人介護人材の受入促進・定着支援の実施～）

- 兵庫県では、外国人介護人材の確保～定着支援を行うため、関係機関と連携して「ひょうご外国人介護実習支援センター」を設置し、基金を活用して人材確保や定着支援等に取り組んでいる。

事業概要

- 平成31年2月、兵庫県内の福祉施設で介護職種の技能実習生の円滑な受入れが行われるよう、兵庫県・神戸市の支援により、兵庫県社会福祉協議会に技能実習生の受入れ業務を行う監理団体「ひょうご外国人介護実習支援センター」を設置。
 - ※ 介護職種の技能実習開始時、県内の事業者から「民間の監理団体は様々あり、支援の質に差がある。どの監理団体に依頼すべきか分からない」という不安な声があり、行政として適切に事業者をサポートしていきたいという考えから、県の施策の中に監理団体の設立を位置付け、社会福祉法に位置づけられた公共性・公益性の高い法人であることや福祉団体とのつながり、施設従事者に対する研修、人材確保等にも取り組んでいること等を踏まえ、社会福祉協議会に監理団体の設立を依頼。
- 技能実習後、特定技能への円滑な移行を図るため、令和3年度に登録支援機関として認可を受け、センターが受け入れた技能実習生修了者のほか、県内福祉施設等への就労を希望する特定技能外国人の支援を実施。
- 監理団体及び登録支援機関の通常業務のほか、
 - ・ 送り出し国の現状把握、送り出し機関との調整、現地教育施設の現地調査を実施する「国際調整専門員」の設置、
 - ・ 受入施設及び技能実習生に対する相談支援や研修を行う「専門相談員」の設置を行うなど、外国人介護人材の受入促進、定着支援を実施。
- ベトナム・ミャンマー・インドネシア・ネパールの送り出し機関とセンターが協定を結ぶなど、受入れ対象国の拡大を進めている。

事業内容



実績・効果

- (令和6年度実績)
- 送り出し国の現状把握、現地教育施設の現地調査
・ 2カ国（ミャンマー、ネパール）・6機関
 - 受入施設職員・外国人介護人材に対するセミナーの開催
・ 受入施設職員向けセミナー 計3回開催、計90名参加
・ 日本文化理解講習会・情報交流会 計2回開催、計119名参加
 - 日本語能力向上に向けた研修・セミナーの開催
・ 日本語能力評価研修 計4回開催、計78名参加
・ 介護の日本語研修 計52名参加
・ 介護技術研修 計27名参加
 - 外国人介護人材受入促進セミナー（※）の開催
計4回、計80名参加
※外国人介護人材の受け入れに係る制度・手続についての説明のほか、公民連携協定法人や兵庫県社会福祉協議会の監理団体としての取り組みを紹介し、外国人介護人材のより一層の受け入れを促進するために実施

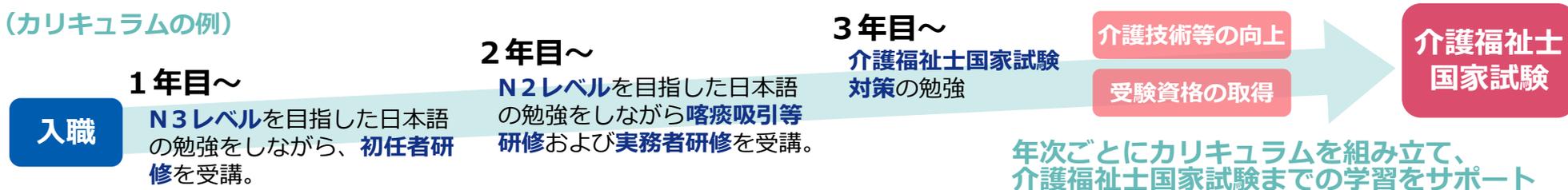
ひょうご外国人介護実習支援センターホームページ
(<https://hyogo-ktsc.org/>)

(参考) 外国人介護人材が初任者研修を受講等によりキャリアアップを目指す事例

～ 有限会社ウエハラ：年次ごとにカリキュラムを組み立て、介護福祉士国家試験までの学習をサポート～

- 介護福祉士国家資格の取得を希望する特定技能の外国人介護職員に対し、年単位のカリキュラムを立て支援を実施。
- 事業所のシステムとして日本語や国家試験対策の勉強を支援するとともに、初任者研修・喀痰吸引等研修・実務者研修を法人内で実施し、受講させる仕組みを整備。
- 施設内においては、業務時間内での授業の実施や添削指導によるフォローアップを実施するとともに、登録支援機関による定期的な面談・相談受付を行うことによりメンタルヘルスケアを行っている。

(カリキュラムの例)



(サポートのイメージ)

外国人職員 (特定技能)

“日本語があまりできないので、利用者さんと話す時、何をしてほしいかわからないことがあり悔しい”
“(研修は) 介護の専門用語が出てきたり、法律の話もあるので少し難しい”

学習支援・生活支援等のサポート

- 介護技術やコミュニケーションスキルの向上
“最初は周りの職員から指示を受けて働いていたが、初任者研修を受けていただくことで自分がやっている介護業務をより深く理解してもらえるため、普段の会議での発言からも、行動に意味を持って働くことができている”(施設担当者)
- 介護福祉士資格取得に向けた意欲の向上
“国家試験に合格し、子供を日本に連れてきて、日本で長く働きながら一緒に暮らしたい”(外国人職員)

受入れ施設

国家資格試験合格に向けた学習支援や研修受講支援

- 学習機会・時間の確保等による学習支援
 - ・ 業務時間内で授業(外部講師)を実施(基本週1回)
 - ・ 宿題を出し、添削は法人内の日本人職員がすることもある
- 法人内での実務者研修等の実施と受講のフォローアップ
 - ・ 外国人職員の授業の理解度はこまめにチェックしながらサポート
 - ・ 全ての研修は日本語で実施。

登録支援機関

メンタルヘルスケアなどの生活面の支援

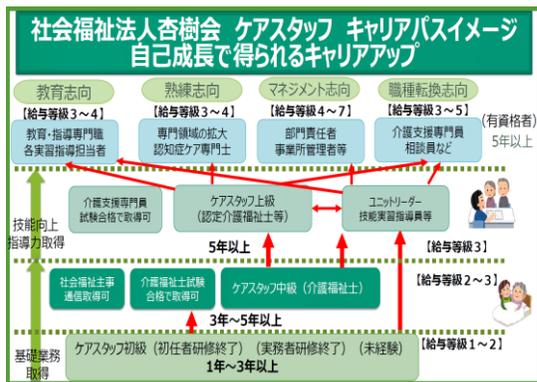
- 法人と外国人職員との調整役
 - ・ 2か月に1回ほど外国人職員と面談
 - ・ 法人や施設に言いにくいこと等の相談に対応

※ 当事例は、介護分野における特定技能協議会事務局が発行した「介護分野における特定技能協議会メールマガジン第6号(令和5年7月31日発行)」に掲載された内容を元に、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室が作成したもの。

(参考) キャリアアップ計画に基づいた外国人介護人材の育成事例

～社会福祉法人 杏樹会：本人の意向を日々の育成に反映し、将来を描けるキャリアアップ支援を実施～

- 外国人介護人材個々の意向に沿ったキャリアアップ計画を作成し、その目標に沿って育成を実施。
- 定期的な面談で介護技能修得や日本語学習、資格取得支援等、個々のステップに応じた育成に取り組む。
- 日本人と同じく、外国人介護人材が個々のステップや意向に応じて多様な経験を重ね、将来のキャリアイメージを描きながら成長できる仕組みを整備。



キャリアアップ計画の作成

現在のステップで求められる介護技能の目標、取得希望資格やキャリア意向を相互に確認しキャリアビジョンシートに記載。

- 概ね年に一度作成し、年度末に評価を実施。
- 介護福祉士取得や日本での就労継続、母国への送金、リーダーになりたい等、本人の意向等を目標や育成内容に反映する。



定期面談

毎月各目標の進捗や意向、仕事や生活上の困り事について技能実習指導員や上長等と面談。育成支援の軌道修正などを細やかに行う。

- 面談内容を日々の育成や事業所側の支援に反映。
- 翌年に向けた在留資格の変更など、本人の意向を丁寧に確認し、事前に必要な手続き等を支援することで本人の安心や働きやすさにつなげている。

介護技能のOJT等支援

- 技能実習計画と照らし合わせながら、必須業務の修得状況等を確認。
- 個々に異なる苦手な介護技術を指導員が重点的に指導。
- 個々のステップやキャリア意向により、カンファレンスへの参加、在宅サービス利用者の担当者会議で地域連携の実際や介護家族との関わりを持たせる等、多様な経験機会を提供。



日本語学習支援

- 入国前からグループチャットに招待。職員と日本語でチャット交流。入国後も継続し、チームビルディングと日本語学習を同時に実施。
- 月に一回日本語会話による生活相談を実施。日常会話の練習と位置付けている。

こんにちは
こんにちは



資格取得・試験対策支援

- 個々の意向に応じて、初任者研修や実務者研修、介護福祉士取得に係る費用を補助。
- 技能実習評価試験に向け、指導員が2ヶ月前から実技試験の指導を実施。学科は模擬テストをするなど、試験対策支援を実施。

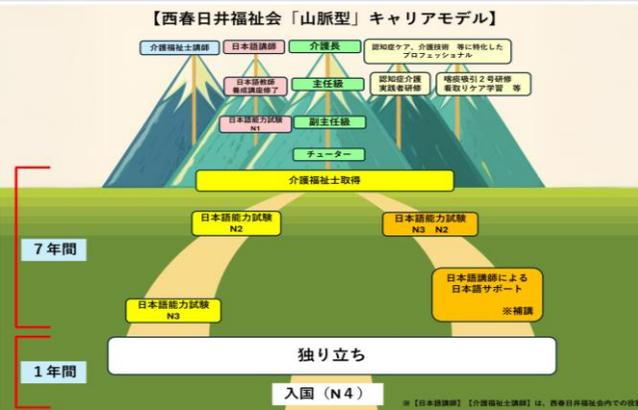


(参考) キャリアアップ計画に基づいた外国人介護人材の育成事例

～社会福祉法人 西春日井福祉会

長期的なキャリアアップ計画を策定し、個々の希望に応じた将来を見据えて切れ目ない支援を実施～

- 技能実習生をあらゆる介護業務に対応できる人材へ育成することを目的に、法人独自の「西春日井福祉会「山脈型」キャリアモデル」を構築し、外国人介護人材個々人の希望に応じたキャリアアップができるようなカリキュラムを作成。
- 介護福祉士を取得した後も安定した収入が確保できるよう、入国から8年間でリーダークラスを目指すキャリアアップスケジュールを計画し、定期的な振り返りを実施。
- 法人内では、日本語教師の資格を取得した法人職員（介護福祉士）が日本語学習の指導にあたり、実務者研修を勤務時間内に無償で受講させる等の手厚い支援を実施。



日本語学習・介護技術支援

- N2レベルを3年間で取得することを目指し、日本語教師の資格を取得した法人職員（介護福祉士）が日本語学習の指導にあたる。
- 入職から8ヶ月間、勤務時間内で日本語の勉強会を実施。
- 日本語に自信のない職員には個別にサポートを実施。
- 1年目は独り立ちのため、4年目は介護福祉士国家試験合格のためにマンツーマンでの指導体制を確保。

各種研修支援

- 実務者研修や介護福祉士国家試験対策講座を法人内で実施し、費用は法人が全額負担。
- 職員の要望を受け、実務者研修での理解を深めるため、受講前に「ウォーミングアップ研修」を年3回実施。
- 全施設の実習生向けに「フォローアップ研修」を月1回行い、日本語や技術の向上を図る。
- 人材育成担当のチューターとなる前には、育成者の立場に必要な、専門的知識の習得を図る研修を年2回開催。

定期面談

- 施設長や生活指導員等との面談を定期的に行うことにより、キャリアパスの確認や振り返り、相談などを行っている。技能実習生1人1人の目標管理に加え、キャリアアップのための計画を作成している。



(キャリアアップスケジュール)

「技能」「日本語」「介護福祉士」の目標を各年度で設定。入国から8年間でリーダークラスを目指す。

1年目

- ・ N3取得を目指した勉強と、基本的な技術の習得。
- ・ 独り立ちまでチューターがマンツーマンで指導し、法人独自のチェックシートにより習熟度を把握。1年が経過した段階で技能実習指導員等が評価。

2～3年目

- ・ N2取得を目指した勉強と、介護福祉士国家試験合格に向けての学習。（2年目は希望に応じて）
- ・ 実務者研修の理解を深めるための「ウォーミングアップ研修」を実施。

4年目

- ・ N2取得を目指した勉強と、実務者研修の受講。
- ・ 有資格者が試験当日までマンツーマンで指導。
- ・ 専門学校の先生による介護福祉士国家試験対策講座の受講。



介護福祉士 (在留資格「介護」)

5～6年目

- ・ N1取得を目指した勉強。
- ・ 日本人職員が2,3年目に受講する研修や講習を受講し、人材を育成する「チューター」として必要な専門的知識を学ぶ。
- ・ 日本語教師のアシスタントを行う。

7～8年目

- ・ N1取得を目指した勉強。
- ・ 引き続き専門的知識を学習しながら、リーダー、副主任・・・とキャリアアップを目指す。（個人の希望に応じて、複数のキャリアパスを想定。）



介護福祉士講師

日本語講師

介護長・主任級

認知症ケア・介護技術等に特化したプロフェッショナル

入職

介護職員初任者研修等の受講支援に資する 主な地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）

①初任者研修費用の助成

主な事業名	事業内容	主な事業対象	主な実施者	R6年度 実施自治体数
介護未経験者に対する研修支援事業	介護業界への参入を希望する多様な人材や初任段階における介護職員が、チームケアの一員として質の高い介護サービス提供の担い手たり得るよう、 介護職員初任者研修等の基本的な知識・技術を習得するための研修 や介護福祉士養成施設における介護福祉士資格取得を目指すための学習、介護福祉士資格取得に係る実務者研修等 に要する経費に対し助成する。	介護職員（外国人含む）の受け入れ事業所等	事業所等（都道府県を通じた間接補助）	各都道府県 (40自治体)

②その他支援（代替職員確保、研修の実施、事業所内の学習支援等）

主な事業名	事業内容	主な事業対象	主な実施者	R6年度 実施自治体数
各種研修に係る代替要員の確保対策事業	介護職員の質の向上とキャリアパスを図る観点から、現任職員が多様な研修に参加することが可能となるよう、 研修受講中の代替要員確保のための経費に対し助成する。	介護職員（外国人含む）の受け入れ事業所等	事業所等（都道府県を通じた間接補助）	各都道府県 (20自治体)
外国人介護人材研修支援事業	外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、 都道府県が外国人介護人材の介護技能向上のための集合研修等を実施するための経費を助成する。	外国人介護職員（在留資格を問わない）	都道府県	各都道府県 (32自治体)
外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業	経済連携協定（EPA）又は交換公文に基づき入国し、介護施設等で就労しながら介護福祉士国家資格の取得を目指す者が介護福祉士国家試験に合格できるよう、 受入施設における日本語及び介護分野の専門知識に係る学習の支援に対する経費を助成する。	EPA介護福祉士候補者の受け入れ事業所等	事業所等（都道府県を通じた間接補助）	各都道府県 (40自治体)
外国人介護人材受入施設等環境整備事業	外国人介護人材を受入れる（予定を含む）介護施設等において、多言語翻訳機の導入等のコミュニケーション支援、 介護福祉士の資格取得を目指す外国人職員への学習支援 、メンタルヘルスケア等の生活支援を行うことにより、 外国人介護人材の受入環境整備を推進するための経費に対して助成する。 また、介護福祉士養成施設において留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する取組に必要な経費に対して助成する。	外国人介護職員（在留資格を問わない）の受け入れ事業所等	事業所等（都道府県を通じた間接補助）	各都道府県 (34自治体)

実務者研修受講にあたっての支援

1 受講者に対する受講費用の支援

	介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業	教育訓練給付金
貸付／給付	貸付（返還免除要件あり）	給付
金額額	20万円	専門実践：受講費用の最大80%（年間上限64万円） 特定一般：受講費用の最大50%（上限25万円） 一般：受講費用の20%（上限10万円）
財源	生活困窮者就労準備支援事業費補助金	雇用保険料
対象者	実務者研修施設に 在学する者	在職者又は離職後1年以内の者であって、受講開始日時点で雇用保険の被保険者期間が3年以上（※初めて受給する者について、専門実践の場合は被保険者期間が2年以上、特定一般・一般の場合は被保険者期間が1年以上）の者
窓口	各都道府県社会福祉協議会等	ハローワーク
その他	実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、登録した日から2年間引き続き介護の業務に従事した場合に、返還免除	

2 地域医療介護総合確保基金における支援（国負担2／3）

事業名	各種研修に係る代替要員の確保対策事業	多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	介護未経験者に対する研修支援事業
事業内容	現任職員が多様な研修に参加することが可能となるよう、研修受講中の代替要員確保のための経費に対し助成する。	介護人材のキャリアアップに資する各種研修等の実施のための経費に対し助成する。	介護福祉士養成施設における介護福祉士資格取得に係る実務者研修等に要する経費に対し助成する。（他制度において支援を受けている者は除く）
事業対象者	介護施設、事業所等	介護施設、事業所等	介護施設、事業所

施策名：介護福祉士修学資金等貸付事業

① 施策の目的

介護人材については、要介護者等の急速な増加が見込まれる中、複雑化・多様化する介護ニーズに対応できる高い専門性を有する介護人材の確保育成することが重要。
 貸付希望件数の増加等に伴い、介護福祉士修学資金等貸付金貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して必要な貸付原資の積み増しを行い安定的な事業の継続を支援することで、介護人材の参入を更に促進する。

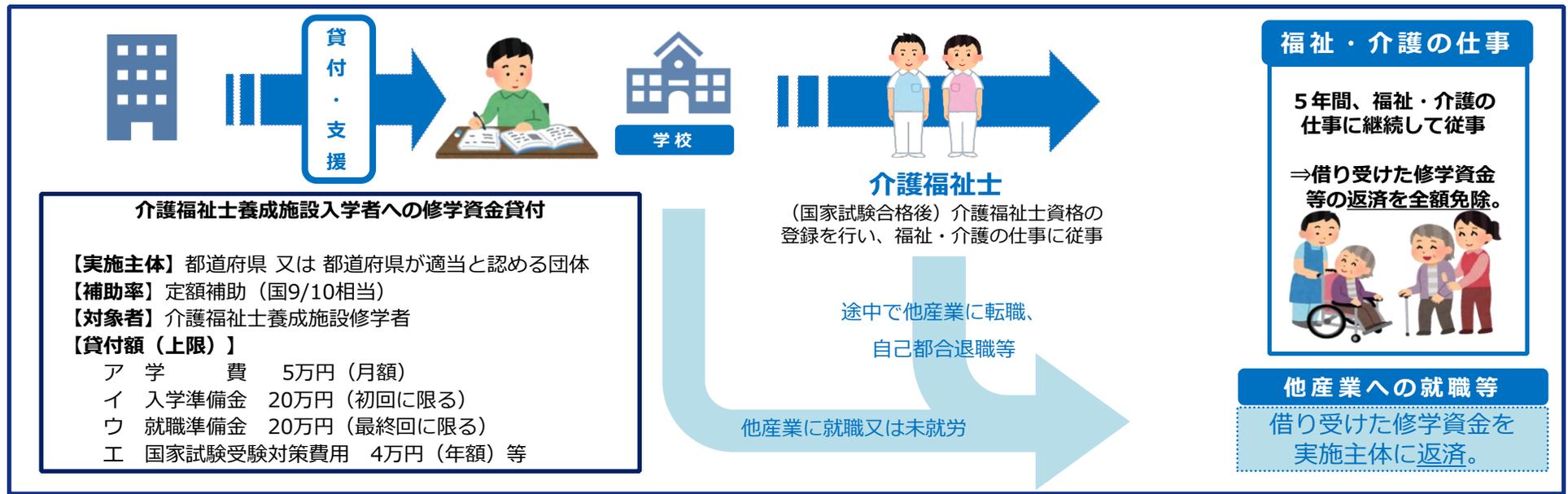
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

介護人材を着実に確保していくため介護福祉士修学資金等貸付事業により介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

令和7年度内に見込まれる修学資金貸付として必要な貸付原資を積み増し、安定的な事業継続を支援することで、更なる介護人材の確保を推進。

外国人介護人材に係る訪問系サービスの従事について



外国人介護人材の訪問系サービスへの従事について

検討経過

- 訪問介護員等の人材不足の状況などを踏まえ、「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」を立ち上げ、関係団体等に参画いただき議論を行ったところ、令和6年6月に公表した同検討会の中間まとめでは、**一定の条件の下で訪問系サービスへの従事を認めるべきとの結論がなされた。**
- 令和7年2月には「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」等（※）でも、**一定の条件の下で訪問系サービスへの従事を認めるべきとされた。**

※ 「技能実習評価試験の整備に関する専門家会議」、「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」

改正の概要等

- **介護職員初任者研修課程等を修了し、介護事業所等での実務経験等（※）を有する技能実習生及び特定技能外国人について、訪問介護等訪問系サービスの業務に従事を認める。その場合、受入事業所は、利用者・家族へ事前に説明を行うとともに、以下の事項を遵守することとする。**

※ 介護事業所等での実務経験が1年以上あることを原則とする

- ① 外国人介護人材に対し、訪問介護等の業務の基本事項等に関する研修を行うこと
- ② 外国人介護人材が訪問介護等の業務に従事する際、一定期間、責任者等が同行する等により必要な訓練を行うこと
- ③ 外国人介護人材に対し、訪問介護等における業務の内容等について丁寧に説明を行いその意向等を確認しつつ、キャリアアップ計画を作成すること
- ④ ハラスメント防止のために相談窓口の設置等の必要な措置を講ずること
- ⑤ 外国人介護人材が訪問介護等の業務に従事する現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用を含めた必要な環境整備を行うこと

- **令和7年4月施行。** ※ 施行日について、技能実習は令和7年4月1日、特定技能は令和7年4月21日

パート合格(合格パートの受験免除)について



パート合格（合格パートの受験免除）の導入について（イメージ）

基本的な考え方

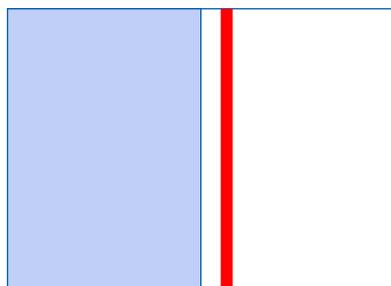
- 介護福祉士国家試験が介護福祉士としての必要な知識及び技能を担保するものであることを踏まえ、その質を低下させることなく、より受験しやすい仕組みとして、複数の科目を1つのパートとして合否判定する**パート合格（合格パートの受験免除）を導入した。**（令和7年度(令和8年1月実施)の第38回国家試験から導入）
- 試験運営面の負担等を考慮しつつ、受験生の学習の取り組み易さを確保する観点から、3つのパートに分割。初年度に不合格パートがあった者は、次年度以降は不合格パートの学習に注力でき、一人ひとりの状況に応じた学習の選択肢が拡大される。

見直しのイメージ

第37回(令和6年度)まで

- ・ 全科目の総得点が合格基準点（6割が目安）を超えれば合格

0点 合格基準点 100点



不合格

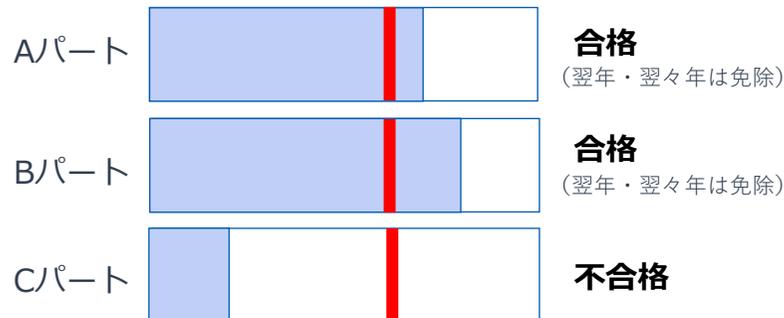
(次年度も全科目
受験が必要)



第38回(令和7年度)から

- ・ 総得点で不合格となった場合、各パート毎に判定
- ・ 分割したパートごとに合格基準点を超えれば合格
- ・ 翌年・翌々年までは、合格したパートの受験は免除

0点 合格基準点 100点



有効期限について

- 各パート毎にパート合格した最終年から翌年・翌々年（2年）まで有効とする

		n年目	n+1年	n+2年
Aパート	パート試験結果	合格	合格	—
	パート有効期限	n+2年目まで有効	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">有効</div>	
Bパート	パート試験結果	不合格	合格	—
	パート有効期限	—	n+3年目まで有効	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">有効</div>
Cパート	パート試験結果	不合格	不合格	合格
	パート有効期限	—	—	—
資格取得		—	—	資格取得

※1 Aパートのn+1年目の合格により、Aパートの有効期限はn+3年目までとなる

⑤ 合否判定パターンの整理

(前提) 初回受験時は全パートを受験。

0点の科目群があるパートについては不合格となる。

判定対象	①全パートの総得点	②パート別の得点
イメージ	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> A・B・C パート </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60px; text-align: center;">Aパート</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60px; text-align: center;">Bパート</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60px; text-align: center;">Cパート</div> </div>
合格基準	<ul style="list-style-type: none"> ・問題の総得点の60%程度を基準として、問題の難易度で補正した点数 ・11科目群全てにおいて得点 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の合格基準を全パートを受験した者の平均得点の比率で按分した点数 ・各パートを構成する科目群の全てにおいて得点
合否判定	<ul style="list-style-type: none"> ○全パートを受験した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・まず全パートの総得点により判定 ・総得点で不合格となった場合、次に、各パート毎のそれぞれの得点により判定 ○不合格パートのみを受験した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・各パート毎のそれぞれの得点により判定 	
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・全パート受験や不合格パートでの受験など受験方法を選択できるため、受験生が受験スタイルに合わせて計画的に学習することが可能となる。 ・①②を導入しても、①はこれまでの合否判定と同じであること、②はパートごとに設定した合格基準を用いて独立した合否判定をするため、結果として試験の質は担保される。 ・複雑すぎない仕組みである。 	

パート合格による介護分野の特定技能外国人の在留期間延長について

第38回介護福祉士国家試験（令和8年実施）より、介護分野の特定技能外国人のうち、特定技能の在留期間（通算5年）経過直前の介護福祉士国家試験において全パートを受験し、

- ①当該試験において1パート以上合格している、かつ
- ②当該試験において総得点に対する合格基準点の8割以上の得点がある

等の一定の要件（※）を満たした方については、最長1年間の在留期間延長を可能とする。

（※）その他の要件は以下の通り。

- ・当該外国人に翌年度の介護福祉士国家試験合格に向けた学習意欲があり、かつ、翌年度の介護福祉士国家試験を受験することを誓約すること
- ・特定技能所属機関において学習計画（翌年度の国家試験合格を目指すための具体的な支援計画及び国家試験対策に係る講座・研修等の受講予定を含む）を対象者本人とともに作成し、厚生労働省に提出すること

<例：令和3年7月就労開始の場合>

1年目 (R3.7~R4.6)	2年目 (R4.7~R5.6)	3年目 (R5.7~R6.6)	4年目 (R6.7~R7.6)	5年目 (R7.7~R8.6)	6年目 (R8.7~R9.6)
就労開始		実務経験3年 +実務者研修受講 →介護福祉士国家試験の受験資格取得	介護福祉士国家試験 受験① →不合格	介護福祉士国家試験 受験② →不合格	介護福祉士国家試験 受験③ 要件該当の場合 最長1年延長可

- ・合格の場合→在留資格「介護」に変更可能
※速やかに変更許可申請を行う
- ・不合格の場合→帰国

介護福祉士国家試験のパート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で「特定技能1号」の在留資格をもって本邦に在留する外国人の通算在留期間の延長に関する措置に係るQ & A

・「介護福祉士国家試験のパート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で「特定技能1号」の在留資格をもって本邦に在留する外国人の通算在留期間の延長に関する措置について」（令和8年1月21日付社援発0121第10号厚生労働省社会・援護局長通知）（以下「令和8年1月21日通知」という。）について、令和8年1月21日、令和8年1月28日、令和8年3月5日に発出した事務連絡（Q & A）より抜粋

No.	質問	回答
1	通算在留期間の延長に関する措置の適用については、いつの介護福祉士国家試験（以下「国家試験」という。）の結果で判断されるのか。	1号特定技能外国人が5年の通算在留期間に達する前の最終年度の国家試験（以下「5年目の国家試験」という。）の結果で判断される。
2	通算在留期間に達する前の最終年度の国家試験においては、前年度までの国家試験においてすでにパート合格をしている場合であっても、全パート受験しなければいけないのか。	<p>令和8年1月21日通知に基づき、在留期間更新の申請を行う場合、5年目の国家試験の結果において、1パート以上合格し、かつ、総得点に対する合格基準点の8割以上の得点があることが求められるため、不合格パートのみの受験ではなく、全パート受験されたい。</p> <p>※ 4年目にパート合格、5年目に全パート受験した場合の取扱いは以下の通り。 (ア) 4年目にAパート合格、5年目に全パート受験し、Bパート・Cパートを合格した場合 ⇒ A～Cパートのいずれも合格していることから、国家試験に合格した扱いとなり、在留資格「介護」への変更が可能。</p> <p>(イ) 4年目にAパート合格、5年目に全パート受験し、5年目の国家試験の結果がBパートのみ合格、かつ総得点に対する合格基準点の8割を満たす場合 ⇒ Cパートに合格していないため、国家試験に合格した扱いとはならないが、令和8年1月21日通知の基準を満たすことから、令和8年1月21日通知に基づく手続を行うことができる。</p> <p>(ウ) 4年目にAパート合格、5年目に全パート受験し、5年目の国家試験の結果がBパートのみ合格、かつ総得点に対する合格基準点の8割を満たさない場合 ⇒ Cパートに合格していないため、国家試験に合格した扱いとはならず、また令和8年1月21日通知の基準も満たしていないため、通算在留期間の延長も不可。</p>
その2 1	1号特定技能外国人支援を登録支援機関に委託している場合、学習計画の「支援責任者」は、登録支援機関の支援責任者で問題無いか。特定技能所属機関において新たに支援責任者をたてるべきか。	登録支援機関に1号特定技能外国人支援を委託している場合は、登録支援機関の支援責任者を記載いただきたい。 また、その場合別紙様式1の支援責任者の施設名については、法人名の記載で問題ない。
その2 2	1号特定技能外国人支援を登録支援機関に委託している場合、確認依頼書の提出は登録支援機関から行えばよいか。	確認依頼書については、特定技能所属機関（特定技能外国人と雇用契約を結んでいる施設・事業所等）においてとりまとめて厚生労働省に郵送いただきたい。

No.	質問	回答
その3 1	本措置は在留資格「特定技能1号」に係る在留申請のみが対象か。	お見込みのとおり。「特定技能1号」以外の在留資格（「技能実習」や「特定活動」（EPA介護福祉士候補者）など）に係る在留申請は本措置の対象としない。
その3 2	国家試験の結果が出る前に在留期限を迎える場合はどのようにすればよいか。	<p>介護分野の1号特定技能外国人は通算在留期間を経過して「特定技能1号」の在留資格で在留することはできないが、帰国後に国家試験の結果が通算在留期間の延長に関する条件を満たすことが判明し、かつ、令和8年1月21日通知の要件をすべて満たす場合には、通算在留期間の延長が可能であるため、厚生労働省に対し要件の確認依頼を行い、その結果を踏まえ、地方出入国在留管理局へ通算在留期間の延長に係る申請を行われたい。</p> <p>なお、帰国日から1年以内に入国する場合のみ本措置の対象となるため、厚生労働省及び地方出入国在留管理局への申請については速やかに行われたい。</p>
その3 3	国家試験の結果が出た直後に在留期限を迎える場合はどのようにすればよいか。	<p>令和8年1月21日通知に基づく在留期間更新申請は、対象者の在留期限が到来する前に申請する必要があることから、令和8年1月21日通知に定める厚生労働省への要件の確認手続については国家試験の合格発表後直ちに行われたい。</p> <p>また、特定技能所属機関においては、合格発表前に学習計画の策定をするなど、事前に確認依頼書類の準備をお願いしたい。</p> <p>※地方出入国在留管理局への在留期間更新の手続きを行う前に在留期限を迎える場合、Q & Aその3の2同様、「特定技能1号」の在留資格で在留することはできないため、帰国後に厚生労働省及び地方出入国在留管理局への申請を行われたい。</p>

育成就労制度について



令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における**人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設**されました（育成就労制度は令和9年4月1日から運用開始します。）。

育成就労制度の 目的

「**育成就労産業分野**（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での3年間の就労を通じて**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、当該分野における**人材を確保**すること。

（※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの

基本方針・ 分野別運用方針

育成就労制度の**基本方針**及び育成就労産業分野ごとの**分野別運用方針**を策定する（策定に当たっては、有識者や労使団体の会議体から意見を聴取）。

分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき**分野ごとの受入れ見込数を設定し、これを受入れの上限数として運用**する。

育成就労計画の 認定制度

育成就労外国人ごとに作成する「**育成就労計画**」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（3年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、**外国人育成就労機構による認定**を受ける）。

監理支援機関の 許可制度

（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う**監理支援機関を許可制とする**（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。

適正な送出しや 受入環境整備の 取組

- ・送出国と二国間取決め（MOC）の作成や送出機関に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入など、送出しの適正性を確保する。
- ・育成就労外国人の**本人意向による転籍を一定要件の下で認める**ことなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。
- ・**地域協議会**を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。

改正法の概要（育成就労制度の創設等）

技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、1号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずる。（公布の日から原則3年以内に施行（注1））
（注1）準備行為に係る規定は公布即施行

入管法

1. 新たな在留資格創設

- 技能実習の在留資格を廃止。「**育成就労産業分野**」（特定産業分野のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの）に属する技能を要する業務に従事すること等を内容とする「**育成就労**」の在留資格を創設（注2）。

2. 特定技能の適正化

- 特定技能所属機関（受入れ機関）が1号特定技能外国人の支援を外部委託する場合の委託先を、登録支援機関に限るものとする。

3. 不法就労助長罪の厳罰化

- 外国人に不法就労活動をさせる等の不法就労助長罪の罰則を上げ。（拘禁刑3年以下又は罰金300万円以下→5年以下又は500万円以下 ※併科可）

4. 永住許可制度の適正化

- 永住許可の要件を一層明確化し、その基準を満たさなくなった場合等の取消事由を追加。ただし、特段の事情がない限り、在留資格を変更して引き続き在留を許可。

（注2）さらに、一定基準に適合する企業の外国事業所の職員が技能等を修得するための「企業内転勤2号」の在留資格を創設。

4. その他

- 季節性のある分野において、派遣形態による育成就労の実施を認める。
- 制度所管省庁が地域協議会を組織することができるものとし、地域の実情を踏まえた取組について協議を行うものとする。
- 施行までに技能実習生として入国した者は、施行後、現段階から次の段階までの資格変更（例：1号→2号、2号→3号）を一定の範囲で認める。

育成就労法（技能実習法の抜本改正）

1. 育成就労制度の目的・基本方針

- 法律名を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」(**育成就労法**)に改める。
- 育成就労制度は、育成就労産業分野において、**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、**当該分野における人材を確保**することを目的とする。
- 政府は基本方針及び分野別運用方針を定めるものとし、分野別運用方針において、各分野の受入れ見込数を設定するものとする。

2. 育成就労計画の認定制度

- 育成就労計画の認定に当たって、育成就労の期間が3年以内（注3）であること、業務、技能、日本語能力その他の目標や内容、受入れ機関の体制、外国人が送出機関に支払った費用額等が基準（注4）に適合していることといった要件を設ける。
- 転籍の際には、転籍先において新たな育成就労計画の認定を受けるものとし、当該認定は、①やむを得ない事情がある場合や、②同一業務区分内であること、就労期間（1～2年の範囲で業務の内容等を勘案して主務省令で規定）・技能等の水準・転籍先の適正性に係る一定の要件（注5）を満たす場合（本人意向の転籍）を行う。

3. 関係機関の在り方

- 監理団体に代わる「**監理支援機関**」については、外部監査人の設置を許可要件とする。監理支援機関は、受入れ機関と密接な関係を有する役職員を当該受入れ機関に対する業務に関わらせてはならないものとする。
- 外国人技能実習機構に代わる「**外国人育成就労機構**」を設立。育成就労外国人の転籍支援や、1号特定技能外国人に対する相談援助業務を追加。

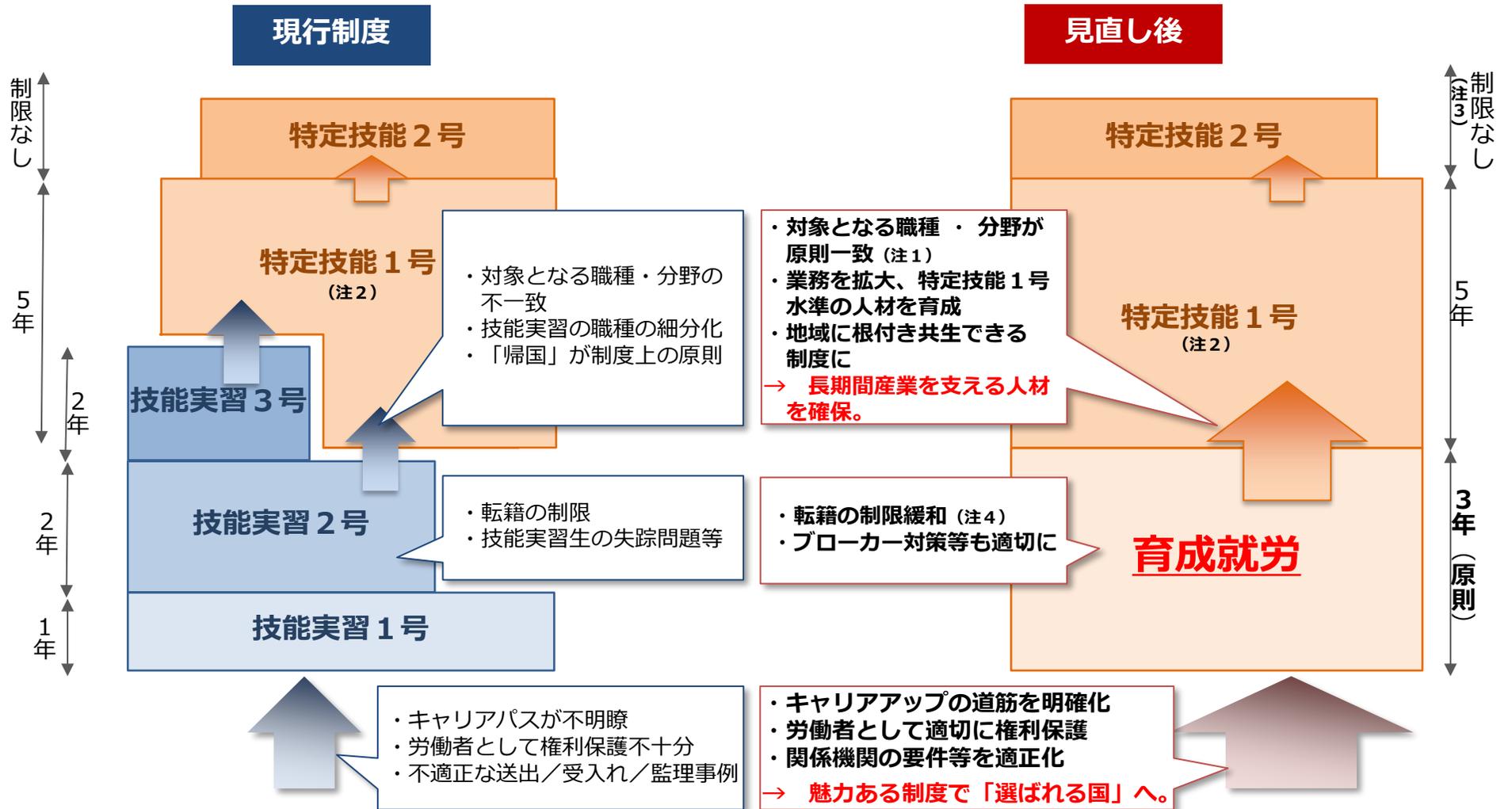
（注3）主務省令で定める相当の理由（試験不合格）がある場合は、最大で1年の延長可。

（注4）詳細な要件は、主務省令で定める。

（注5）詳細な要件は、主務省令で定める。具体的には、

- ・ 同一機関での就労期間については分野ごとに1年から2年の範囲で設定すること
- ・ 技能等の水準については、技能検定試験基礎級等及び分野ごとに設定するA1～A2相当の日本語能力に係る試験への合格
- ・ 転籍先が、育成就労を適正に実施する基準を満たしていることを要件とすることを予定している。

制度見直しのイメージ図



(注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。

(注2) 特定技能 1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

(注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

(注4) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
 - ・ 同一機関での就労が1～2年(分野ごとに設定)を超えている
 - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
 - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に関する基本方針の概要

1 両制度の意義・受入れ分野に関する事項

【特定技能制度について】

- 特定技能制度の意義は、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築することである。
- 特定技能制度の特定産業分野は生産性向上や国内人材確保のための取組を行った上でなお人材を確保することが困難な分野とする。

【育成就労制度について】

- 育成就労制度の意義は、特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野）に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成するとともに、育成就労産業分野における人材を確保する仕組みを構築することである。
- 育成就労外国人の受入れは、特定産業分野のうち、特定技能1号水準の技能を3年間の就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野）に限って行う。
- 育成就労において派遣形態での受入れができるのは、季節的業務に従事させる必要がある分野に限られる。

【両制度の共通事項について】

- 分野別運用方針で、人手不足の状況を踏まえて受入れ対象分野を定める。
- 分野別運用方針において、原則として5年ごとの受入れ見込数を示し、受入れ見込数は外国人受入れの上限数として運用する。

2 受け入れる外国人材に関する基本的事項

- 1号特定技能外国人、2号特定技能外国人、育成就労外国人について、求められる技能及び日本語の水準、在留期間、家族帯同の可否等についてそれぞれ定める（整理すると以下の表のとおりとなる。）。

	育成就労	特定技能1号	特定技能2号
技能水準 ※1	終了時点で特定技能1号水準に達することが必要	相当程度の知識又は経験を必要とする技能(特定技能1号評価試験、技能検定3級等を想定)	熟練した技能(特定技能2号評価試験、技能検定1級等を想定)
日本語能力水準 ※1	就労開始前:A1相当(相当講習でも可) 終了時点:A2相当	A2相当	B1相当
期間	3年 (試験に不合格だった場合、最長1年延長)	通算で5年を上限 一部例外を規定 ※2	在留期間の更新回数に上限はない
家族帯同	基本的に不可	基本的に不可	可能

※1 技能・日本語能力に関する水準は試験により確認する。試験は分野別運用方針において定める（分野の実情に応じて上乗せ可能）。

※2 妊娠・出産等に係る期間は、通算期間に含めない。また、特定技能2号評価試験等に不合格になった場合、一定の要件の下で最長1年の在留継続を認める。

3 受入れ機関に係る施策等に関する基本的事項

- 特定技能外国人の受入れ機関は、特定技能外国人に職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を実施する義務がある。
- 育成就労外国人の受入れ機関は、育成就労計画に基づいて育成就労を行わせ、目標とする技能及び日本語能力の試験を受験させる義務がある。
- 育成就労制度における転籍制限期間（1年～2年）は各受入れ分野において定める。

4 制度運用に関する関係行政機関の調整に関する基本的事項

- 法務省は、特定技能外国人等の実態に係る情報を収集し、関係機関と共有し、適切な連携をする。
- 厚生労働省は、都道府県労働局等を通じて受入れ機関等を適切に監督する。
- 法務省及び厚生労働省は、育成就労計画の認定制や監理支援機関の許可制を適正に運用する。
- 外国人育成就労機構は、主務大臣等の委託を受けて育成就労に関する権限を包括的に行使する。
- 分野所管省庁は、特定技能制度及び育成就労制度に係る分野別運用方針において、受入れ機関等に課す上乗せ要件を設定する。
- 法務省、厚生労働省等は、悪質ブローカー等の排除を徹底する。
- 送出国との間で二国間取決め（MOC）を作成し、送出しの適正化等に関する取組を推進する。
- 各分野における人手不足の状況の継続的な把握に努め、その状況等を踏まえて、必要な時は外国人の受入れを停止又は再開する。
- 外国人の受入れ状況を継続的に把握し、問題が生じた場合においては関係機関が連携して適切な対応を取る。
- 受入れにより行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう関係機関は、情報の連携及び把握に努める。

5 その他の重要事項

- 大都市圏に人材が過度に集中しないよう配慮に努める。
- 外国人及び受入れ機関は、公租公課を支払う責務があり、制度所管省庁は、これらの者が納付すべき公租公課の未納を防ぐため、関係行政機関と連携の上、必要な措置を講じる。
- 被送還者の自国民引取義務を適切に履行していない国からの受入れは行わない。
- 改正法の施行後一定の期間が経過した際には基本方針の見直しを行う。

1 特定産業・育成就労産業分野

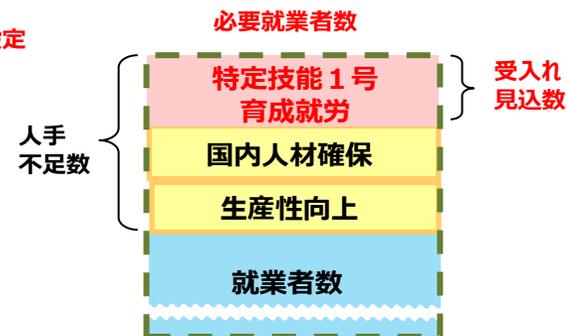
■ : 既存分野			■ : 既存分野のうち新たな業務等を追加する分野			■ : 新たに追加する分野		
介護分野	ビルクリーニング分野	建設分野	工業製品製造業分野	リネンサプライ分野				
造船・船用工業分野	自動車整備分野	宿泊分野	航空分野	物流倉庫分野				
自動車運送業分野	農業分野	漁業分野	鉄道分野	資源循環分野				
外食業分野	木材産業分野	林業分野	飲食料品製造業分野					

※特定産業分野は19分野、育成就労産業分野は17分野である（自動車運送業分野、航空分野は特定産業分野のみ。）

2 人材不足の状況・受入れ見込数

※特定技能は、従来の受入れ見込数より減少
育成就労は、技能実習では設定がなかった受入れ見込数を新たに設定

- 5年ごとに受入れ見込数を示し、人手不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない（基本方針第二3（3））。受入れ分野は、生産性向上や国内人材確保の取組を行った上でなお、人手不足が深刻であり、分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要なものに限られる。
- 受入れ見込数は、受入れ上限として運用するものであるが、令和6年3月の設定時より更なる生産性向上、国内人材確保の取組を行うよう見直すなどして、精査した。



特定技能1号 80万5,700人、育成就労 42万6,200人 計123万1,900人 (令和11年3月末まで)

分野	介護	ビルクリーニング	建設	造船・船用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食料品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環	合計
参考：特定技能 (R6.3設定)	135,000	37,000	80,000	36,000	10,000	23,000	24,500	78,000	17,000	53,000	1,000	5,000	173,300	4,400	3,800	139,000				820,000
特定技能1号	126,900	32,200	76,000	23,400	9,400	14,800	22,100	73,300	14,800	50,000	900	4,500	199,500	4,900	2,900	133,500	4,300	11,400	900	805,700
育成就労	33,800	7,300	123,500	13,500	9,900	5,200		26,300	2,600	5,300	500	2,200	119,700		1,100	61,400	3,400	6,900	3,600	426,200
分野全体	160,700	39,500	199,500	36,900	19,300	20,000	22,100	99,600	17,400	55,300	1,400	6,700	319,200	4,900	4,000	194,900	7,700	18,300	4,500	1,231,900

※育成就労については、令和9年4月（制度開始）からの受入れ

※1号特定技能外国人 333,123人、技能実習生 449,432人（いずれも令和7年6月末の在留者数）

3 人材の基準

(1) 一般的(※)な技能水準、日本語能力水準は次のとおり。

	育成就労の就労開始時	育成就労1年経過時	本人意向による転籍時	育成就労終了時・特定技能1号	特定技能2号
技能水準	—	育成就労評価試験(初級)	育成就労評価試験(初級)	特定技能1号評価試験 育成就労評価試験(専門級)	特定技能2号評価試験
日本語能力水準	A1相当以上又は A1に相当する講習の受講	A1相当以上	A2.1相当以上	A2.2相当以上	B1相当以上

※ 分野によっては、より高い日本語能力水準を求める場合もある。

(2) 自動車運送業分野において、特定技能1号のバス・タクシー運転者の業務区分に求められる日本語能力水準は原則としてB1である。

➡ 日本語サポーターの同乗により、イレギュラー事象に適切に対処できることなどの条件を満たす場合、A2.2に引き下げる。

4 制度の運用に関する重要事項

(1) 転籍

育成就労制度においては、本人意向による転籍が認められているが、転籍制限期間は、1年とすることを目指しつつも、当分の間、育成就労産業分野ごとに、その業務内容等を踏まえて1年から2年までの範囲内で設定することとなっている(基本方針第四2(1)工)。

	介護	ビルクリーニング	建設	造船・船用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食料品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環
1年を超える転籍制限(「ー」は転籍制限期間が1年の分野)	2年	—	2年	2年	2年	—		—	—	2年	—	—	2年		—	2年	—	—	2年

(2) 上乗せ基準

制度の適正性を確保するため、受入れ機関等に関し、省令により全分野共通の基準を設けているが、分野の特有の事情に鑑みこれに上乗せして当該分野独自の基準を告示により定めるもの。 ※上乗せ基準については一例(特:特定技能 育:育成就労)

	介護	ビルクリーニング	建設	造船・船用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食料品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環
事業者の範囲の限定(許認可等) ※外国人受入れの際に特に求めるもの	育	特・育	特・育	—	特・育	特・育	特	特・育	—	特・育	特・育	—	—	特	—	育	特・育	特・育	特・育
受入事業実施法人への加入等	—	—	特	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特・育	—	—	—	—	—	—
受入れ機関の受入人数上限	特・育	—	特・育	—	—	—	—	—	特・育	—	育	—	—	—	—	—	—	—	—
監理支援機関等の範囲	育	—	—	—	特・育	—	—	—	育	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

介護分野の育成就労における固有要件について

転籍制限期間

- ・転籍制限期間は分野ごとにその業務内容等を踏まえて1年から2年までの範囲内で設定するところ、介護分野においては2年と設定する。
- ・1年を超える転籍制限期間を設定する育成就労実施者は、介護職員等処遇改善加算の取得等の要件を満たすものとするに加えて、育成就労外国人ごとに、育成就労キャリア支援プランを作成するものとする。
(転籍制限期間を2年に設定する理由)
- ・介護は継続した利用者のいる対人支援サービスであり、同一事業所において、継続的な実践により利用者との信頼関係を醸成しながら、多様な状態像の変化に対応できる専門職としての知識や技術、倫理などを修得することが必要であるため。
- ・人材確保の観点からも、大都市圏での需要が高い傾向が見られることから、転籍を制限しなければ、地方において就労を開始した育成就労外国人がより賃金の高い都市部へと過度に流出する恐れがあるため。

介護固有要件

※育成就労制度本体の要件に加えて満たす必要がある。

コミュニケーション能力の確保

- ・1日目(入国時)は、「A2. 2」が要件。
 - ・2日目以降は、「A2. 2」及び「日本語学習プラン」(ただし、「B1」を取得している場合は、日本語学習プランは不要)。
 - ・育成就労終了時は、「A2. 2」及び「介護日本語評価試験」。
- (参考)日本語教育の参照枠
- 「A2. 2」:ごく基本的な個人情報や仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる
- 「B1」:仕事等でふだん出合うような身近な話題について、主要点を理解できる

適切な育成就労実施者の対象範囲の設定

- ・介護等の業務が現に行われている事業所を対象とする(介護福祉士国家試験の実務経験対象施設)
- ・適切な人材育成を図る観点から安定的に事業を行えることを確認するため、以下のいずれかに該当していること
 - (1) 事業所を開設してから3年が経過している
 - (2) 当該事業所を経営する法人において、介護等の業務を行う他の事業所の開設後3年が経過している
 - (3) 外国人に対する研修体制や職員・利用者等からの相談体制など同一法人によるサポート体制がある

適切な育成体制の確保

- ・受入れ人数枠 事業所ごとに、事業所の常勤介護職員(育成就労外国人を除く。)の人数に応じた受入れ人数の上限を設ける。なお、事業所の育成就労外国人の総数は当該事業所の常勤介護職員の総数を超えない。
- ・育成就労指導員の要件 育成就労外国人5名につき1名以上選任。そのうち1名以上は介護福祉士等。
- ・労働安全衛生 育成就労外国人に夜勤や緊急対応業務を行わせる場合は、指導に必要な体制確保等、利用者の安全確保及び外国人保護のために必要な措置を講じる。
- ・入国後講習 日本語科目は240時間以上(B1以上の場合80時間)、技能科目は42時間以上とするほか、それぞれの講義について一定の要件を満たす人材が行うこと。

訪問介護への従事

- ・育成就労実施者は、介護職員初任者研修課程等を修了し、実務経験等を有する育成就労外国人のみを訪問介護等の業務に従事させることとし、その場合にあっては、次に掲げる事項を遵守すること。
 - ① 訪問介護等の基本事項等に関する研修
 - ② 一定期間の責任者等の同行等による必要な訓練
 - ③ 訪問介護の業務内容等の説明、意向の確認、キャリアアップ計画の作成
 - ④ ハラスメント防止のための相談窓口設置等の必要な措置
 - ⑤ 不測の事態発生時に適切な対応ができるよう、情報通信技術の活用を含めた必要な措置

監理支援機関による監理の徹底

- ・監理支援機関の役職員に5年以上の実務経験を有する介護福祉士等を配置
- ・「介護」職種における優良要件は「介護」職種における実績を基に判断
- ・法人類型として、社会福祉連携推進法人及び介護又は医療の事業者団体を追加

福祉人材確保専門委員会等における議論について



基本的な考え方

- 2040年には、65歳以上の高齢者数がピークを迎えるとともに、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口が増加するなど、介護ニーズは多様化・複雑化。現役世代である生産年齢人口の減少も見込まれる中、将来にわたって必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは喫緊の課題。
- 今後の人口減少のスピードが地域によって異なる中で、地域のサービス提供体制を確保するため、地域ごとに抱える課題の共有と必要な対応の実行、外国人を含む多様な人材の確保、介護現場で中核的な役割を担う介護福祉士等の確保・養成など、福祉部会等で更に議論を深めた上で、介護人材確保策をより一層進めていくことが重要。

地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組 (プラットフォーム機能の充実)

- 都道府県が設置主体となって、人材確保に関する地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析、課題を認識し、協働して実践的に課題解決に取り組むためのプラットフォームの制度化
- 都道府県単位の情報共有の場に加え、「人材確保・定着」「職場環境の改善、生産性向上・経営支援」「介護のイメージ改善・理解促進」などの地域ごとの個別の課題に応じたプロジェクトチームの設置による重層的な構造

若者・高齢者・未経験者などの多様な人材の確保・育成・定着

- テクノロジーの導入・社会的課題への対応等の側面からの情報発信
- テクノロジーの活用による介護の質の向上と業務負担軽減、働きやすい環境づくりの整備、業務の整理・切り出しを進めいわゆる介護助手を活用することで、タスクシフト/シェアを進めることによる業務改善・生産性向上

中核的介護人材の確保・育成

- 中核的介護人材が担うべき役割・機能や必要な資質・能力の整理、研修体系の整備、山脈型キャリアモデルの深化
- 潜在介護福祉士に係る届出制度の現任者への拡充
- 幅広い専門性や視点を有する人材の確保・育成のため、複数資格の取得に係る方策として実務者研修の科目免除・単位制の導入等
- 令和8年度卒業までの介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの経過措置について、終了・延長両方の意見や、今後の養成施設の役割も踏まえた適切な対応
- 介護福祉士養成施設の今後の在り方（国家資格の取得に向けた取組の強化、地域の担い手に対する研修、ICT教育、介護職員・他分野で働く人材へのリカレント教育等）

外国人介護人材の確保・定着

- 小規模法人における外国人介護人材の確保・定着のため、海外現地での働きかけ、日本語教育や文化の違いへの対応、生活環境整備など地域ごとに必要な支援策の検討（プラットフォーム機能の活用）
- 准介護福祉士制度について、廃止すべきとの意見を踏まえ、フィリピン政府との関係等も考慮した適切な対応

【議論の観点】

- ・ 2040年に向け、人口減少・単身世帯の増加等の社会情勢の変化や多様化・複雑化する福祉ニーズ、人口構造や世帯構成の変化スピードの地域差、地域における支え合い機能の脆弱化への対応が課題
- ・ 全ての市町村で、多様な地域生活課題の解決に向けて、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、包括的な支援体制の整備を強力に推進していく必要
- ・ 地域と行政が一丸となり、地域の資源を最大限活用し、地域住民、関係者が皆で共に地域を創り上げるため、誰も取り残されることなく地域で支え合う社会を目指す地域共生社会のさらなる実現・深化を行うことが重要

1. 地域共生社会の更なる展開について

① 包括的な支援体制整備に向けた対応

- ・ 包括的な支援体制整備のために市町村が実施すべき施策の明確化
 - （1）地域住民同士の支え合い推進のための環境整備、（2）支援関係機関同士の連携体制整備、（3）地域住民と支援関係機関の協働体制整備
- ・ 支援会議を活用可能な市町村の拡大（※）、市町村が地域の見守り等に協力する団体を委嘱できる仕組みの創設
 - ※ 重層的支援体制整備事業を実施していない市町村にも拡大
- ・ 重層的支援体制整備事業の質の向上に向けた事業評価の導入
- ・ 生活困窮者自立支援制度の対象として、頼れる身寄りがない高齢者等が含まれることの明確化等

② 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み

- ・ 過疎地域等における包括的な支援体制整備を推進するための新たな仕組みの創設
 - 福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を縦割りの基準から分野横断的な基準に柔軟化、地域との協働促進を図る事業を実施

③ 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化

- ・ 地域共生社会の実現に向けた行政責務・役割を明確化
- ・ 福祉以外分野との連携・協働の強化

2. 頼れる身寄りがない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について

① 新たな第二種社会福祉事業の創設

- ・ 頼れる身寄りがない高齢者等に対する「日常生活支援」「円滑な入院等の手続支援」「死後事務の支援」を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付ける

② 中核機関の位置付け等

- ・ 権利擁護支援のコーディネーターや関係機関の連携強化等を行う事務を市町村の努力義務化
- ・ 上記事務を担う中核機関の法定化

3. 社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について

① 社会福祉連携推進法人制度の見直し

- ・地域の福祉ニーズを充足できていない場合等に、サービス提供体制確保のため、**第二種社会福祉事業等を実施可能**とする

② 既存施設の土地・建物等の有効活用

- ・地域の福祉サービスの提供を維持するため、**社会福祉連携推進法人が社員社会福祉法人の土地・建物等の貸付支援業務を実施**
- ・社会福祉法人の解散時の**残余財産の帰属先に地方公共団体を追加**

4. 災害に備えた福祉的支援体制について

① 平時からの連携体制の構築

- ・包括的支援体制の整備を推進するための連携分野に防災を追加
- ・市町村地域福祉計画等の記載事項に災害福祉を追加

② DWATの平時からの体制づくり・研修等

- ・**災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する者の名簿登録や研修・訓練を国が実施**
- ・派遣要請時におけるDWATチーム員の派遣元使用者の配慮義務等を設ける

5. 介護人材の確保・育成・定着について

① 地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組

- ・都道府県が設置主体となって、人材確保に関する地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析、課題を認識し、協働して実践的に課題解決に取り組むための**プラットフォームの制度化**

② 若者・高齢者・未経験者などの多様な人材の確保・育成・定着

- ・テクノロジーの活用、働きやすい環境づくりの整備、タスクシフト/シェアの推進（業務の整理・切り出しと介護助手の活用等）

③ 中核的介護人材の確保・育成

- ・潜在介護福祉士に係る届出制度の現任者への拡充
- ・**介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの経過措置**について、終了・延長両方の意見や、今後の養成施設の役割も踏まえた**適切な対応**
- ・**介護福祉士養成施設の今後の在り方**（国家資格の取得に向けた取組の強化、地域の担い手への研修、ICT教育、リカレント教育等）

④ 外国人介護人材の確保・定着

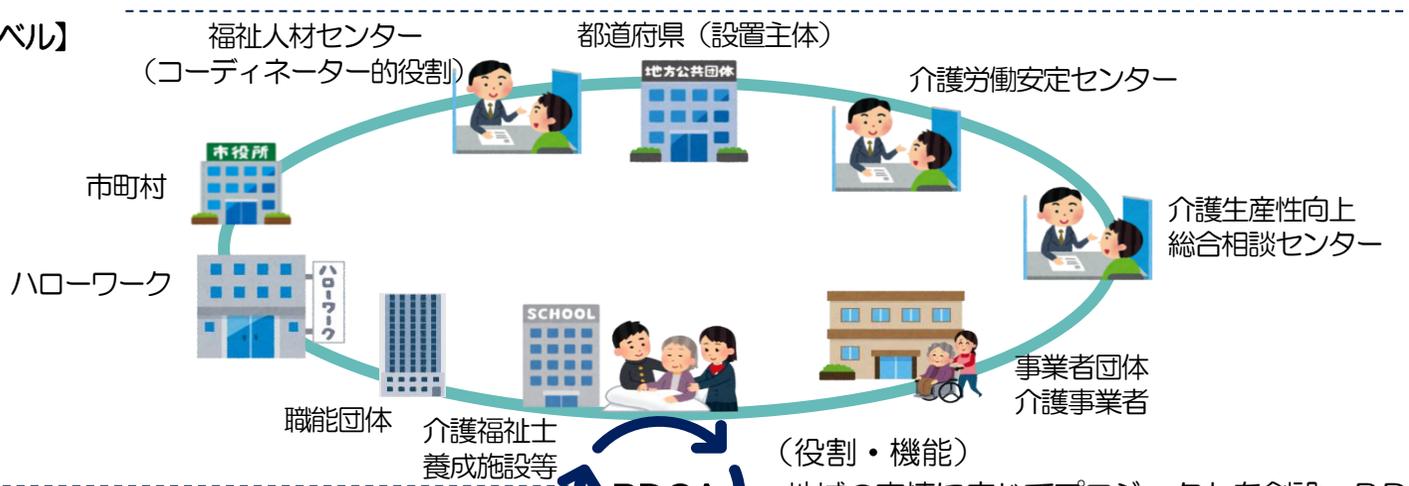
- ・小規模法人での外国人材の確保・定着のため、海外現地への働きかけ、日本語教育・生活環境整備など地域ごとに必要な支援策の検討
- ・**准介護福祉士制度**について、廃止すべきとの意見を踏まえ、フィリピン政府との関係等も考慮した**適切な対応**

プラットフォームについて（介護人材確保の例）

- 地域の関係者のネットワークで「プラットフォーム」を構築し、関係者間で地域の現状の共有を図るとともに、各地域や事業所における課題を認識し、協働して課題解決に取り組む。※介護人材だけでなく、広く福祉人材の確保の観点から捉えることも必要

【第1層レベル】

既存の協議会等と一体的に運営するなど、地域の実情に応じて適切な連携・役割分担



第1層・第2層の構成メンバーは地域の実情に応じてさまざまな関係者が参画することを想定

【第2層レベル（※）】 県よりも狭い圏域等

※地域の実情に応じて、第3層レベルなど、より重層的な取組も可能

地域の実情に応じてプロジェクトを創設、PDCAを回して評価意欲のある関係者が集い、介護人材に関わる実践的な取組等を推進

